
電気通信分野における 競争評価について

平成14年9月
総務省総合通信基盤局

目 次

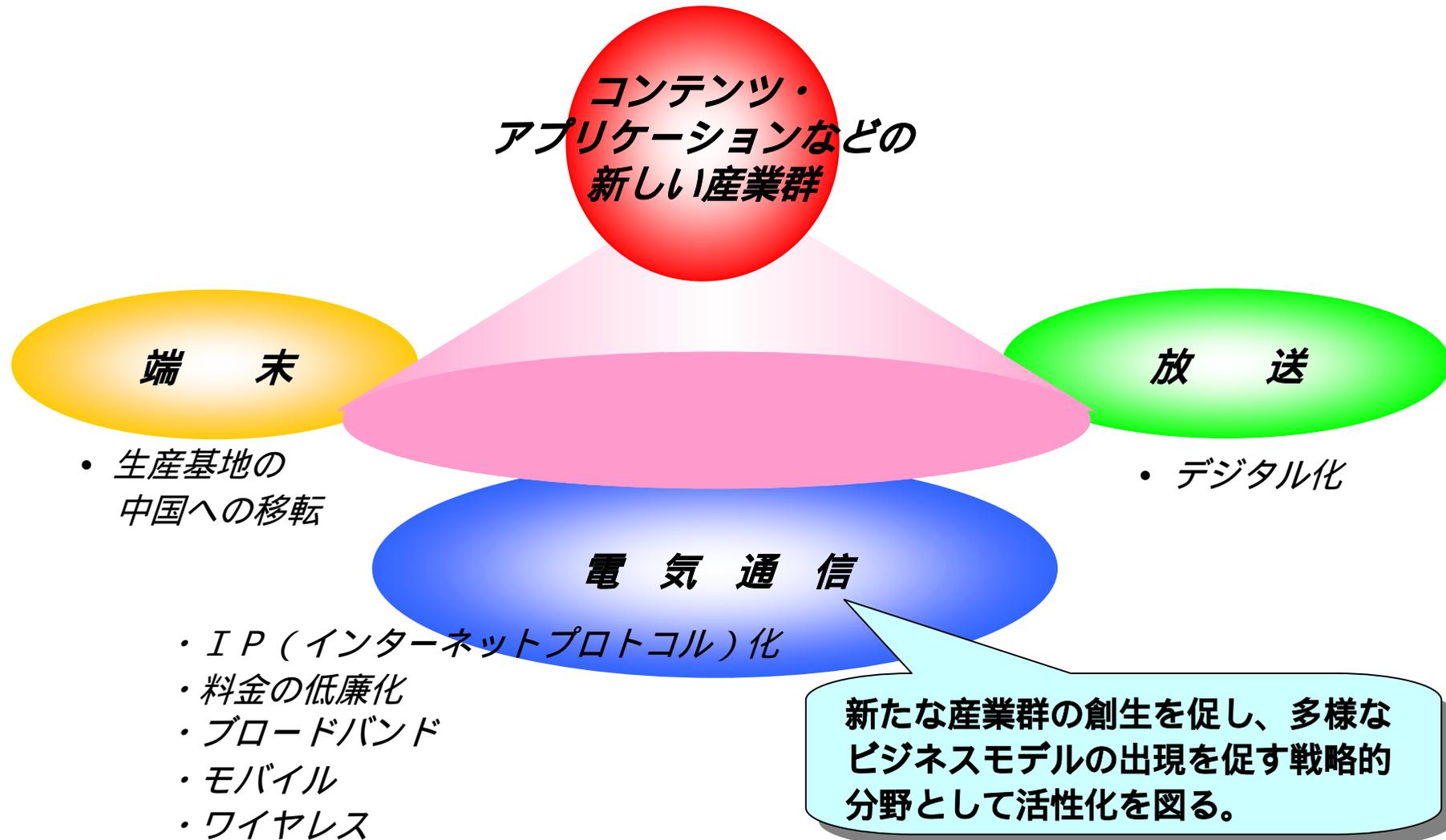
1	研究の背景について ~制度を取り巻く変化~	2
2	制度改革のビジョンについて ~新たな競争の枠組みの創造~	8
3	競争評価について ~研究会の概要~	14
4	諸外国における競争評価の取組について	18
5	論点と整理の方向性について	29
	参 考	32

1 研究の背景について

~ 制度を取り巻く変化 ~

産業構造の変革と電気通信分野

- ◆ 新たな産業群の創生を促し、日本経済の成長と新規雇用を支える重要な一翼を電気通信は担う。



情報通信と社会変化

◆ ブロードバンド、モバイル、ワイヤレス、デジタル放送をキーワードに情報通信の革新が進展

新たなサービスモデル・ビジネスチャンスが到来

固定・無線が縦横無尽に用いられるユビキタス環境が実現

- ・ブロードバンド（例）ブロードバンド・サービスの利用者541万人。前年比395%増加
- ・モバイル（例）携帯電話インターネットの利用者5559万人。人口普及率44%
第三世代携帯の高速データ通信が開始。（2002年7月末現在）
- ・ワイヤレス（例）無線LANのサービス開始。
ホットスポットでの大容量のダウンロードが実現

デジタル放送の本格化がコンテンツ・アプリケーションのマルチユース化を加速。

- ・放送番組のブロードバンド配信
- ・地上デジタル放送の携帯電話端末での受信

◆ IP化を背景にサービス・システムが複合化、複雑化

多数の事業者が関係

通信をいわば部品として、様々なサービス・ビジネスが出現。プレイヤーも多様に。

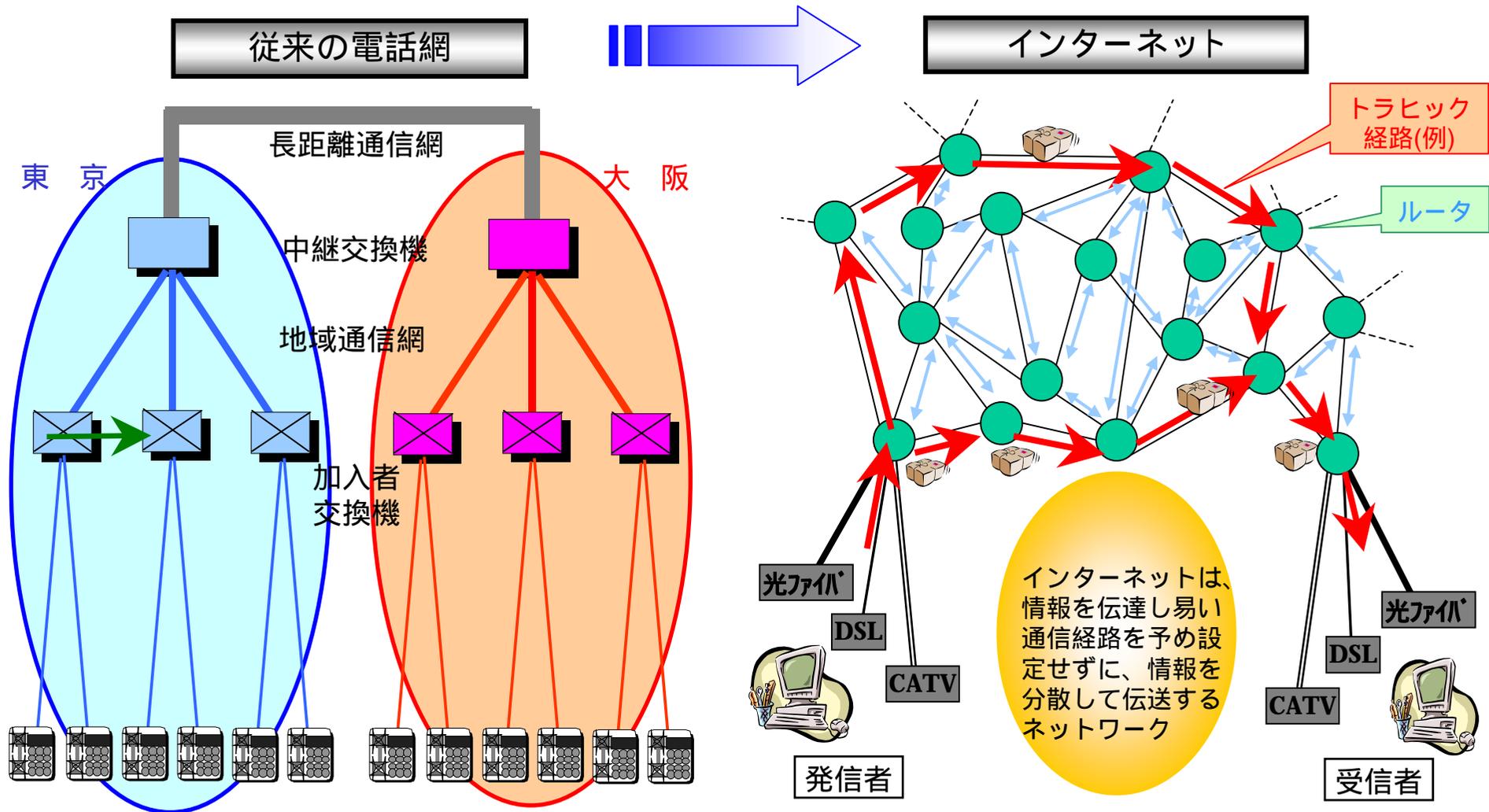
◆ 社会のネットワーク依存の拡大

セキュリティ、個人情報保護、表現の自由等の重要度大

国民生活がネットワークに一段と依存するようになる。ユビキタス環境。

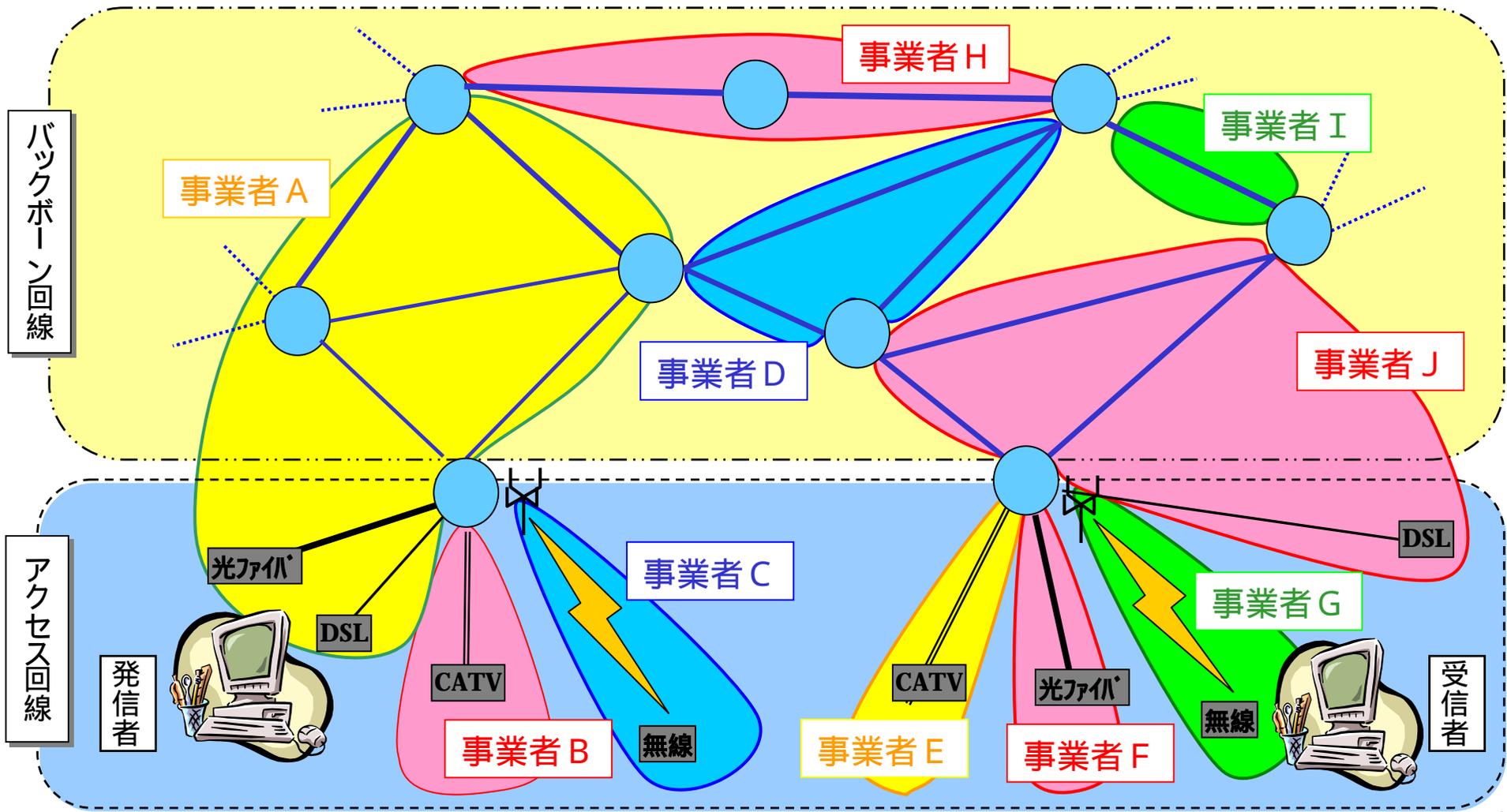
ネットワーク構造の変化

電話を中心とするネットワークから、IPのネットワークへ
音声中心のサービスから大容量(ブロードバンド)の映像伝送も可能な
サービスへ



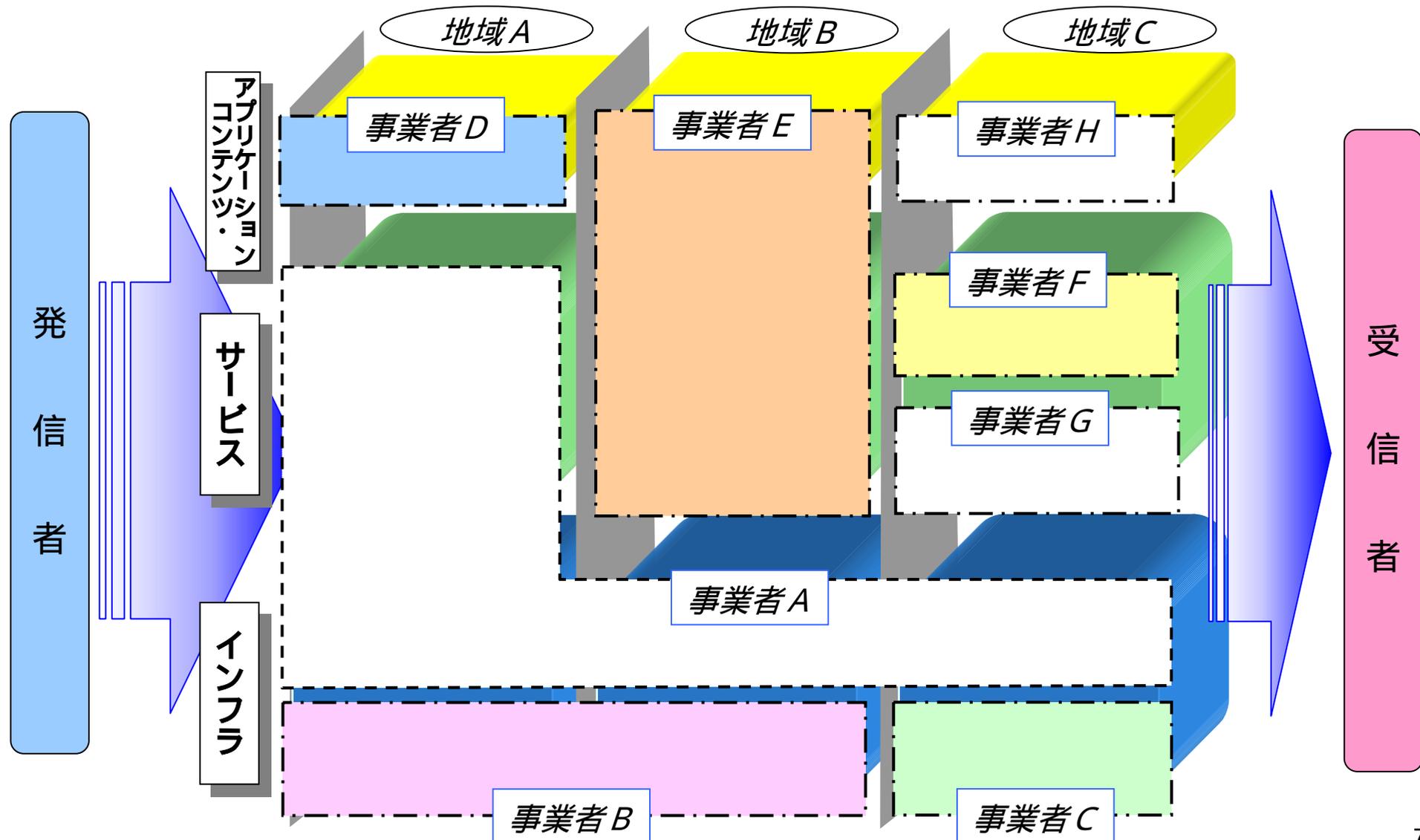
複数ネットワークの連結による通信の成立

IP化によって、多数、多様なプレイヤーが出現。
◆ 発信者と受信者との通信は、時に多数の事業者のネットワークを経由。



通信サービスの多層化

他事業者のサービスを活用して、新しいサービスを提供する事業者も増加が出現するなど、垂直方向でのサービスの多層化も進展。



2 制度改革のビジョンについて

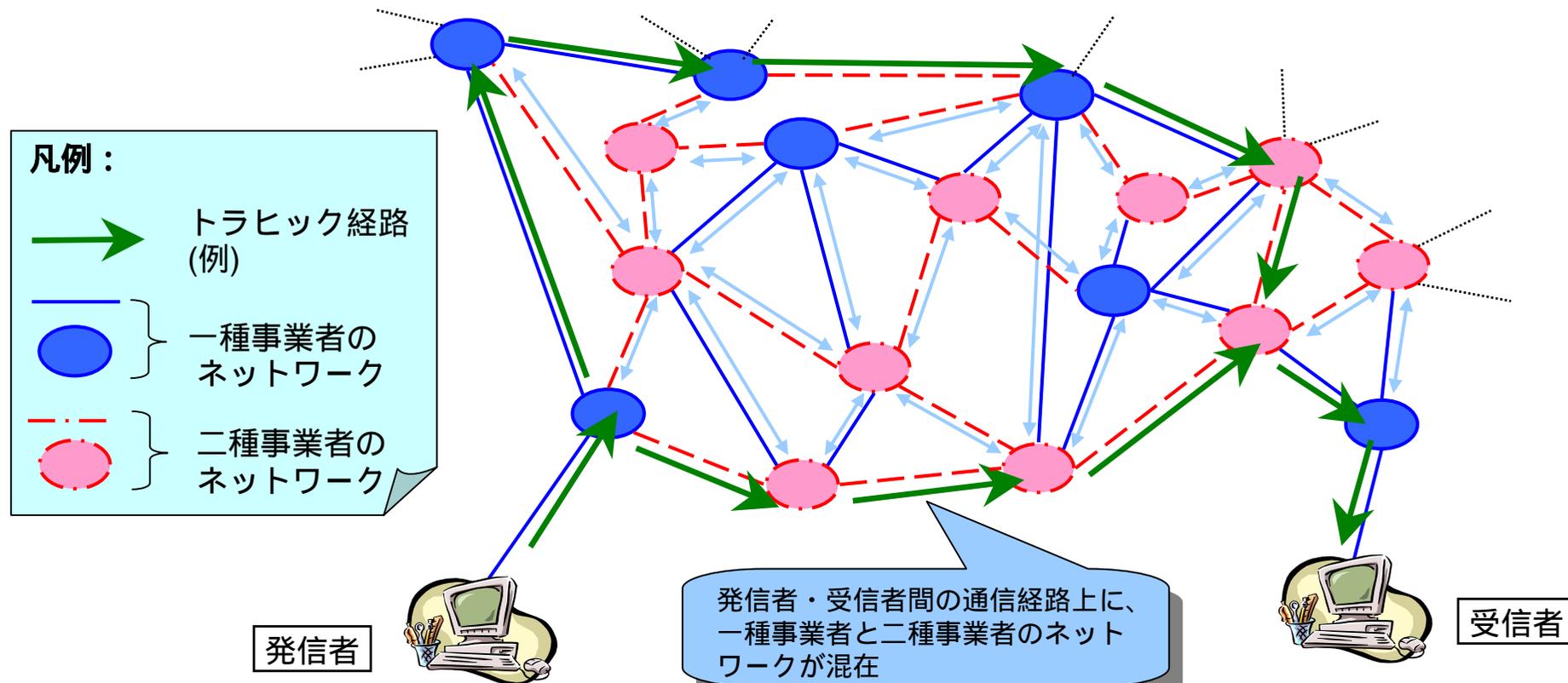
～新たな競争の枠組みの創造～

ネットワークのIP化と一種・二種の関係

◆ 複数事業者のネットワークにより通信が成立する時代への制度対応が必要。

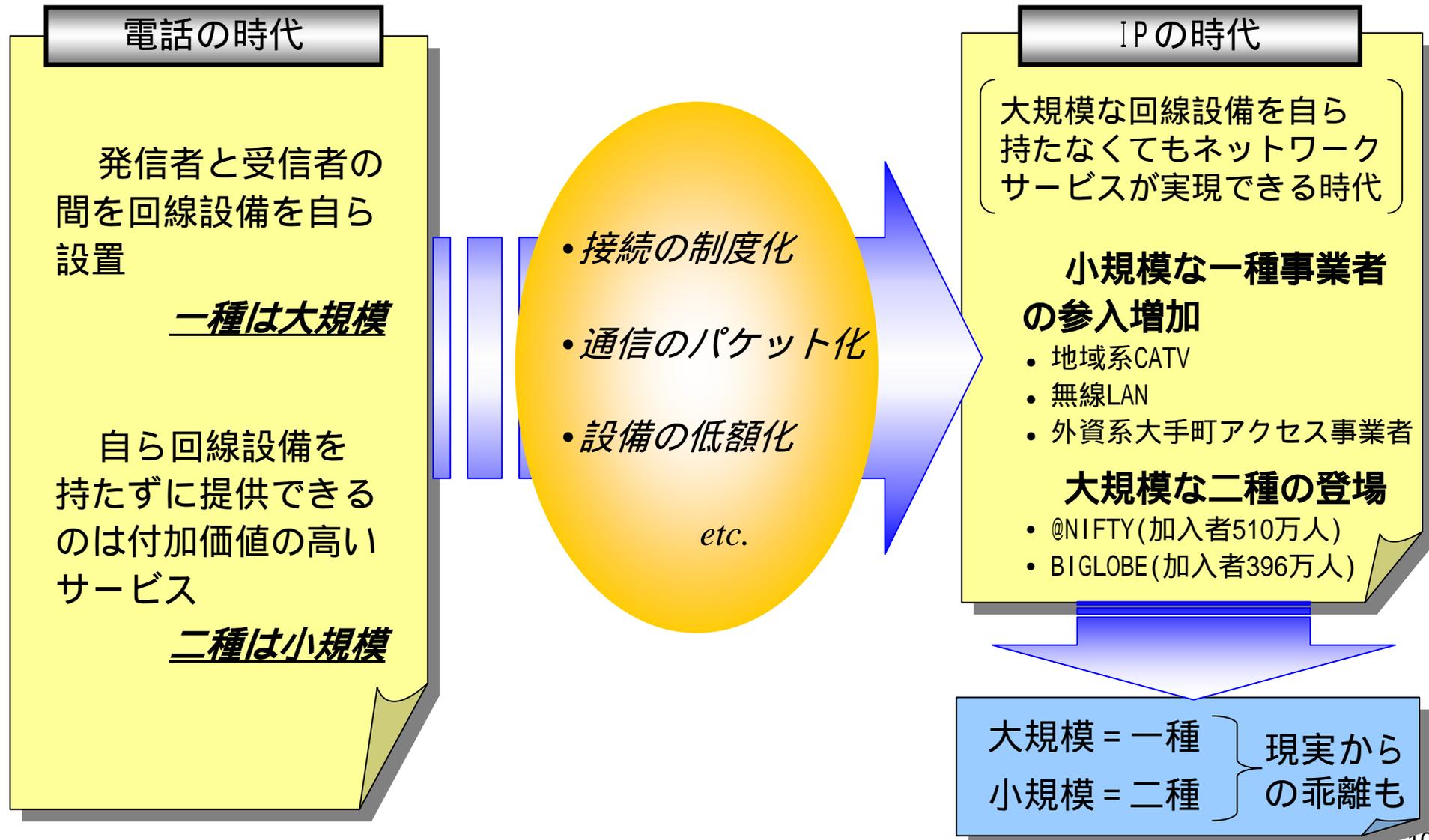
重要通信を含む安定的な通信サービスは、介在する全ての事業者が最低限の要件を満たすようにすることで確保。

安定的な通信サービスを確保する所期の目的が十分に達成されにくくなり、一種・二種を区分して一種の規制を重くする政策効果が低下。



一種・二種事業者の多様化

大規模な二種事業者（大手ISP）、小規模な一種事業者（地域系CATV）が増加し、一種・二種の制度を創設した当時から状況が変化。



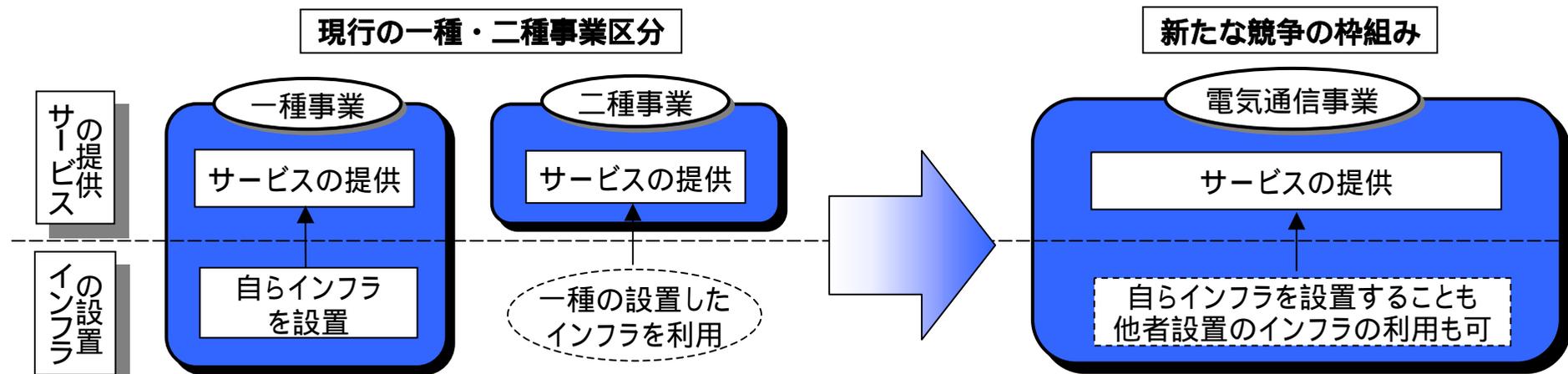
制度移行の視点と方向性

基本的視点：
現行の電気通信事業法における一種・二種の事業区分の廃止等による規制水準の全般的な低下を通じ、柔軟な事業展開を可能にし、新たな価値の創造を促す。

新たな競争の枠組みの方向性

現行の一種・二種の事業区分を廃止。
一種事業の参入規制を大幅緩和。（許可制を廃止し、登録/届出へ移行）
市場支配的な事業者に対する規制も部分的に緩和。
現行の市場支配的な事業者に対する一律の規制を、競争の進展等に応じた規制へと転換。
市場支配的でない事業者についても、更なる規制緩和を実施。

- ◆ 新たな産業群（コンテンツ・アプリケーション等）の創出
- ◆ 電気通信市場の活性化
- ◆ 利用者の選択肢の拡大

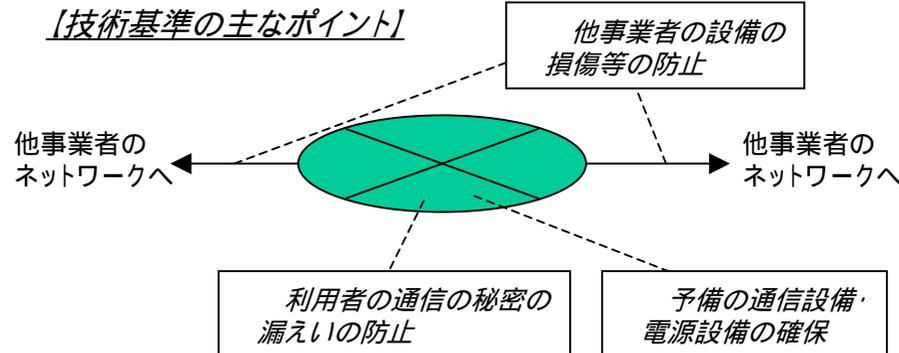


規制緩和時の主な留意事項

ネットワークの安全・信頼性の確保

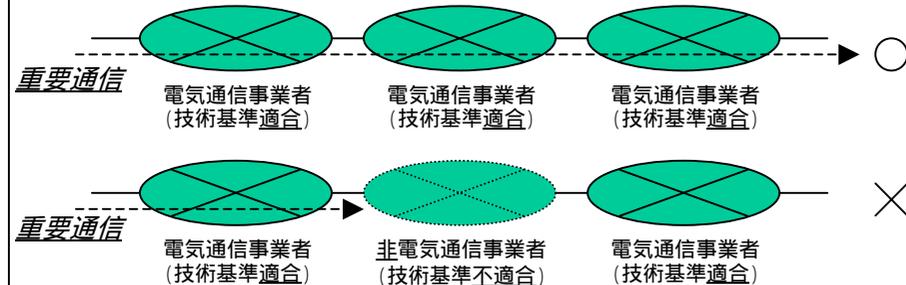
安定的な通信の確保、情報セキュリティの確保の観点から、「技術基準」への適合性を確保

【技術基準の主なポイント】



重要通信の確保

災害・有事等における重要通信を確保する観点から、「技術基準」適合性を確保



<例・予備の通信・電源設備の不備>

非常時・有事における重要通信の優先的取扱いを確保

利用者保護の一層の充実

利用者保護の観点から、事業撤退時の利用者への事前周知、契約時の利用者への情報提供等を徹底

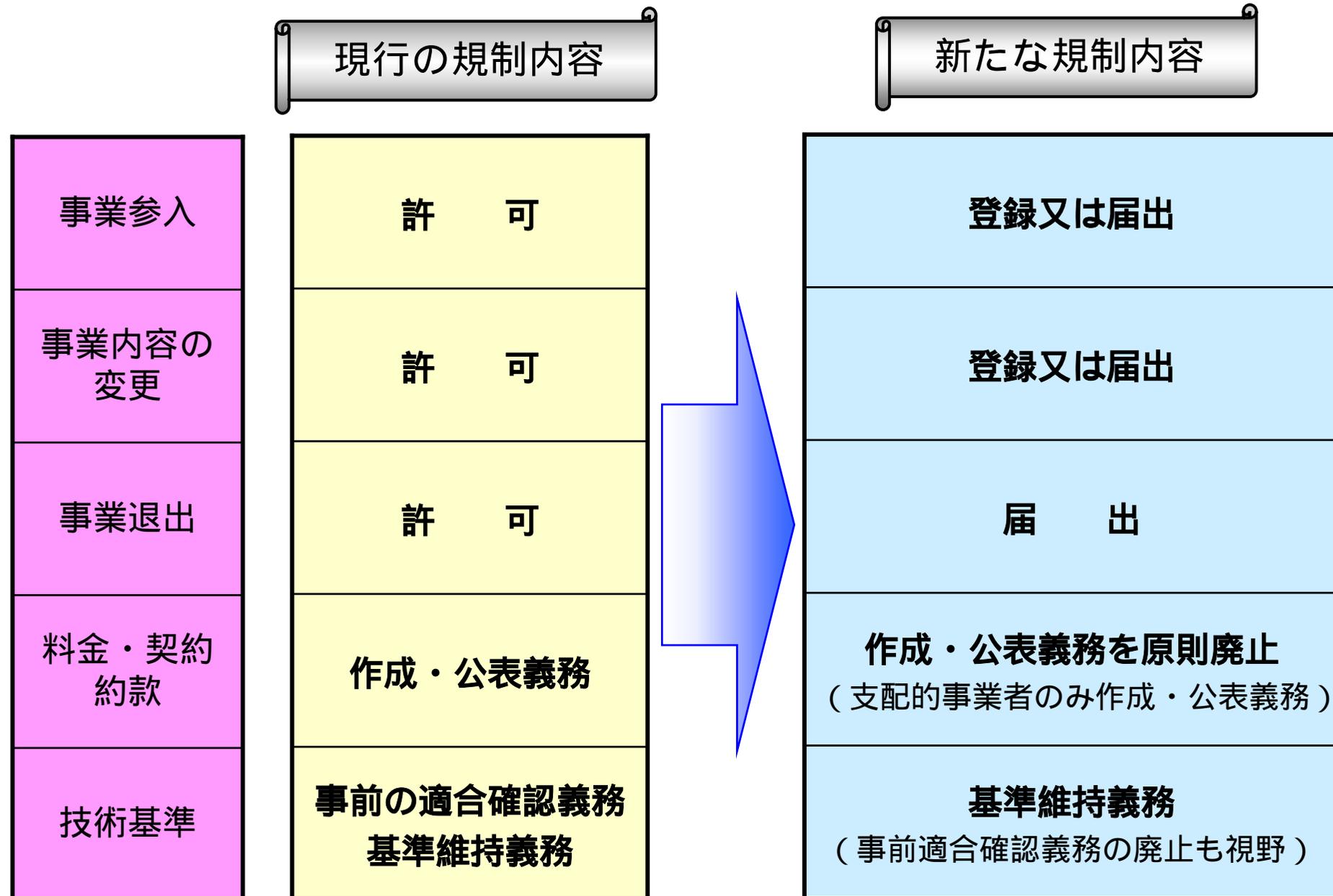


ユニバーサルサービスの確保

国民生活に不可欠な基礎的な電気通信サービス（加入電話、公衆電話、緊急通報）を引き続き確保するための枠組みは維持



一種事業者に対する規制の主要改正点



3 競争評価について

～研究会の概要～

研究会の背景

新たな競争の枠組みの方向性

「IT革命を推進するための電気通信事業分野における競争政策の
～在り方についての最終答申（平成14年8月情報通信審議会）」～

現行の一種事業・二種事業の区分を廃止するなど大幅な規制緩和を実施。
例えば、一種事業者は、登録/届出のみで参入可

市場原理を補完する観点から、市場支配的な事業者に対し各サービス
領域の競争状況に応じた規制を適用。

競争の進展度合い等を判断する評価手法が必要

研究会での検討内容

IP化に伴うビジネス形態の変化と市場への影響
サービス毎のサブマーケットの競争状況
競争状況を評価するための手法 等

研究会メンバー

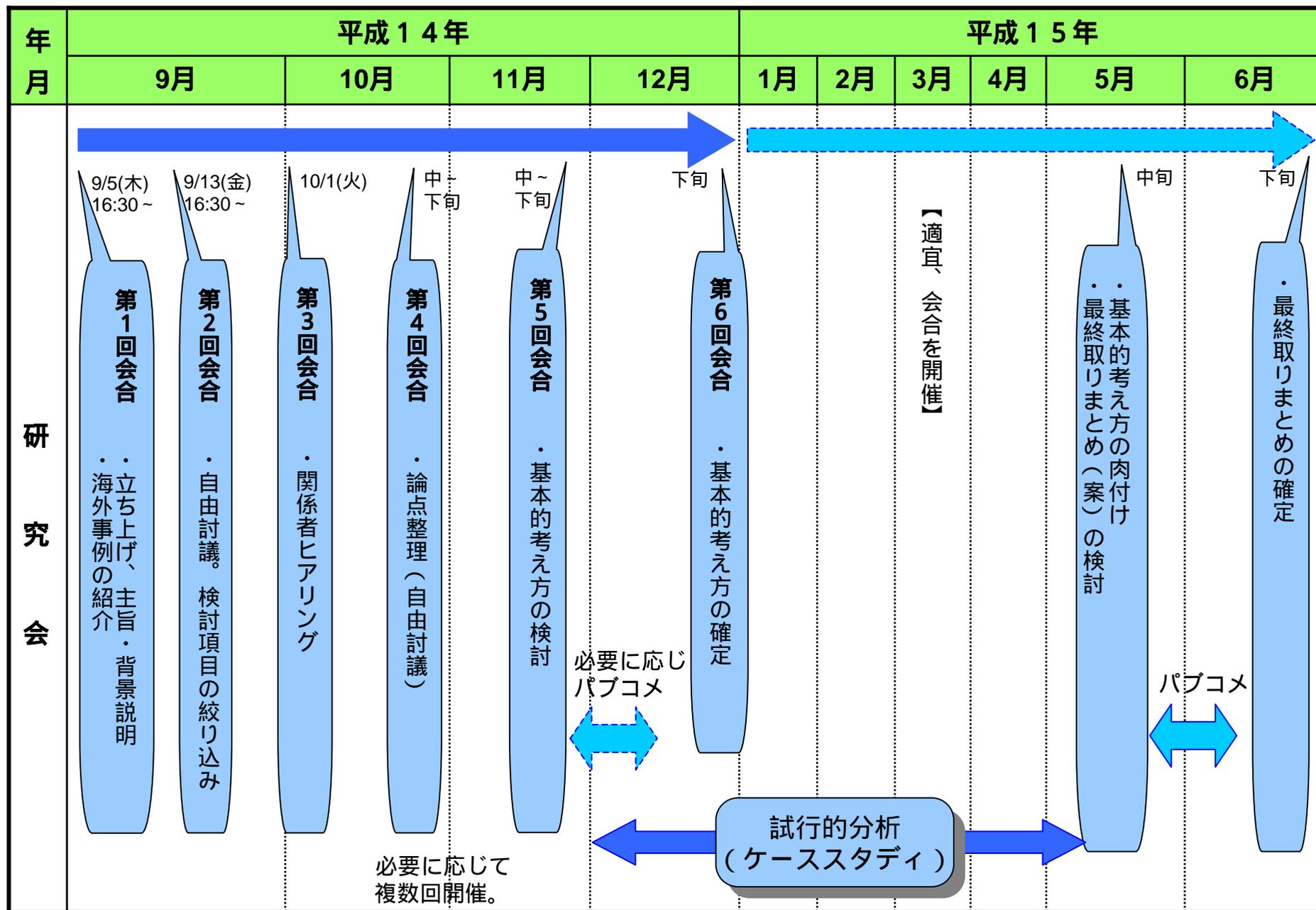
構成員（敬称略）

座長	齊藤 忠夫	東京大学名誉教授
座長代理	醍醐 聰	東京大学大学院経済学研究科教授
	磯辺 浩一	全国消費者団体連絡会事務局次長
	大谷 和子	(株)日本総合研究所法務部長
	加藤 彰一	(株)みずほコーポレート銀行 産業調査部（情報通信チーム）次長
	黒川 和美	法政大学経済学部教授
	佐藤 治正	甲南大学経済学部教授
	三邊 夏雄	横浜国立大学大学院 国際社会科学研究所教授
	清藤 正	日本生活協同組合連合会 政策企画部
	立花 宏	社団法人日本経済団体連合会 常務理事
	田村 次朗	慶応義塾大学法学部教授
	中空 麻奈	モルガン・スタンレー証券会社 債券統括本部ヴァイスプレジデント
	根岸 哲	神戸大学大学院法学研究科教授
	米澤 明憲	東京大学大学院情報学環教授

オブザーバ（敬称略）

青木 敏	(株)電算取締役情報システム研究所長
有馬 彰	東日本電信電話(株)取締役企画部長
井崎 直次	ニフティ(株)取締役企画統括部長
江部 努	西日本電信電話(株)常務取締役経営企画部長
加藤 義文	日本電気(株)NECソリューションズ ネットワークサービス企画本部統括マネージャー
木全 紀元	ジェイフォン(株)執行役員法務・渉外部長付
桑田 昭	東京電力(株)情報通信事業部長
櫻井 浩	日本テレコム(株)経営戦略本部担当部長
庄司 勇木	イー・アクセス(株)経営企画部長
高瀬 充弘	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ (株)取締役経営企画部長
滝沢 光樹	(社)テレコムサービス協会幹事会議長
塚本 博之	東京通信ネットワーク(株)経営企画部長
辻村 清行	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ取締役 経営企画部長
藤野 利行	ケーディーディーアイ(株)渉外・広報本部 渉外部長
リサ スーツ	ケーブル・アンド・ワイヤレス・アイディーシー (株)制度担当ヴァイスプレジデント
田辺 治	公正取引委員会事務総局経済取引局調整課 企画官

研究会の検討スケジュール（想定）



4 諸外国における競争評価の 取組について

英国の有効競争レビューガイドラインのポイント

~ OFTEL, "Implementing OfTel's Strategy : Effective Competition Review Guideline" (August 2000) ~

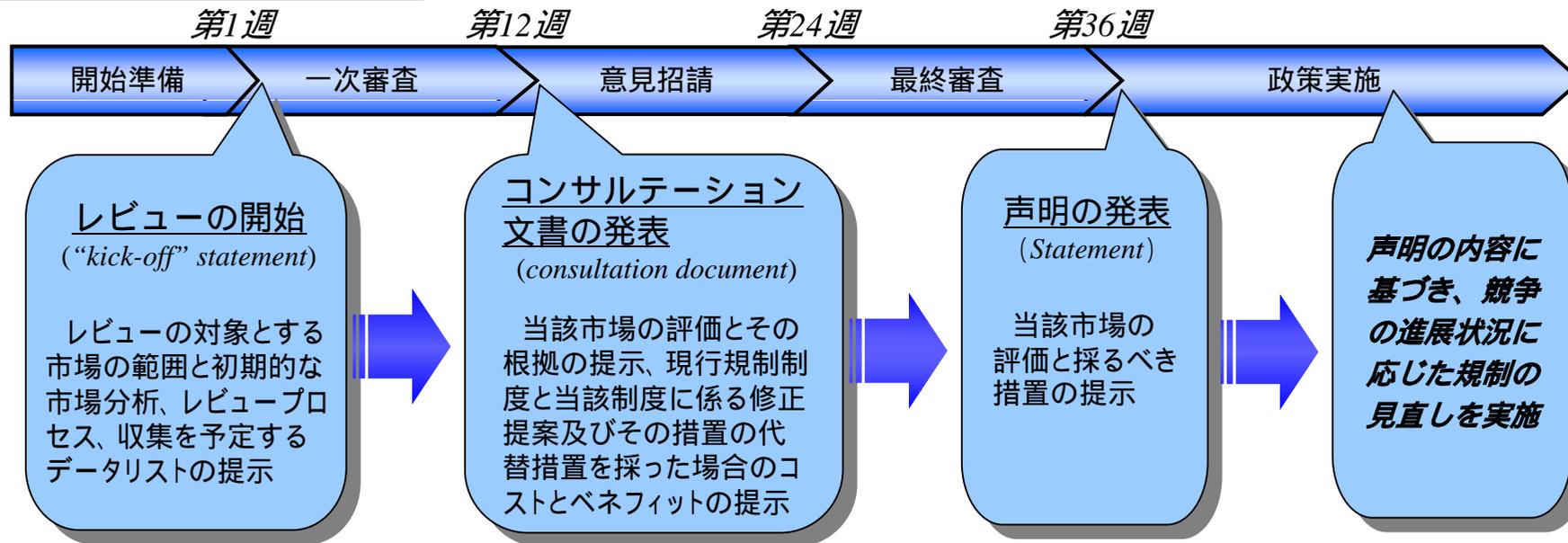
「有効競争」(Effective Competition)

競争促進のための規制を必要とすることなく、競争の結果として、より低廉、より高品質、より多様なサービスを消費者が選択することが可能な市場。

具体的な検証方法

各市場ごとに有効競争が実現しているかどうか、適正な規制水準が確保されているかどうかについて検証。
有効競争が実現していないと判断した場合、その原因の究明、競争水準を高めるための措置の検討等を実施。
2005年までに8つの市場のレビューを順次行う。
有効競争レビューは2年ごとに実施。ただし、2002年4月に公布・施行されたEU新指令に基づき、有効競争レビューの実施が予定されており、これに対応して本ガイドラインも適宜見直し^{*}。
2002年8月 一部見直しがなされた

レビューのプロセス



英国レビューガイドラインにおける「有効競争の指標」

有効競争の指標

消費者の利益

国内消費者が同様の経済力の他国の消費者と比較して最良又はほぼ最良のサービスを楽しんでいるかどうか。
国内消費者に多様なサービスが提供されているかどうか。
消費者はサービス品質に満足しているかどうか。
コストベースの料金設定がなされているかどうか（超過利潤が継続的に存在していないかどうか）。

消費者の行動

消費者の有効な選択ができるの十分な情報へのアクセスが実現しているかどうか。
消費者が市場機会に関する情報を十分用い、かつ利用できているかどうか。
消費者がサービス供給者を変更する際の障壁が存在するかどうか。

消費者を対象とした意識調査等を実施。

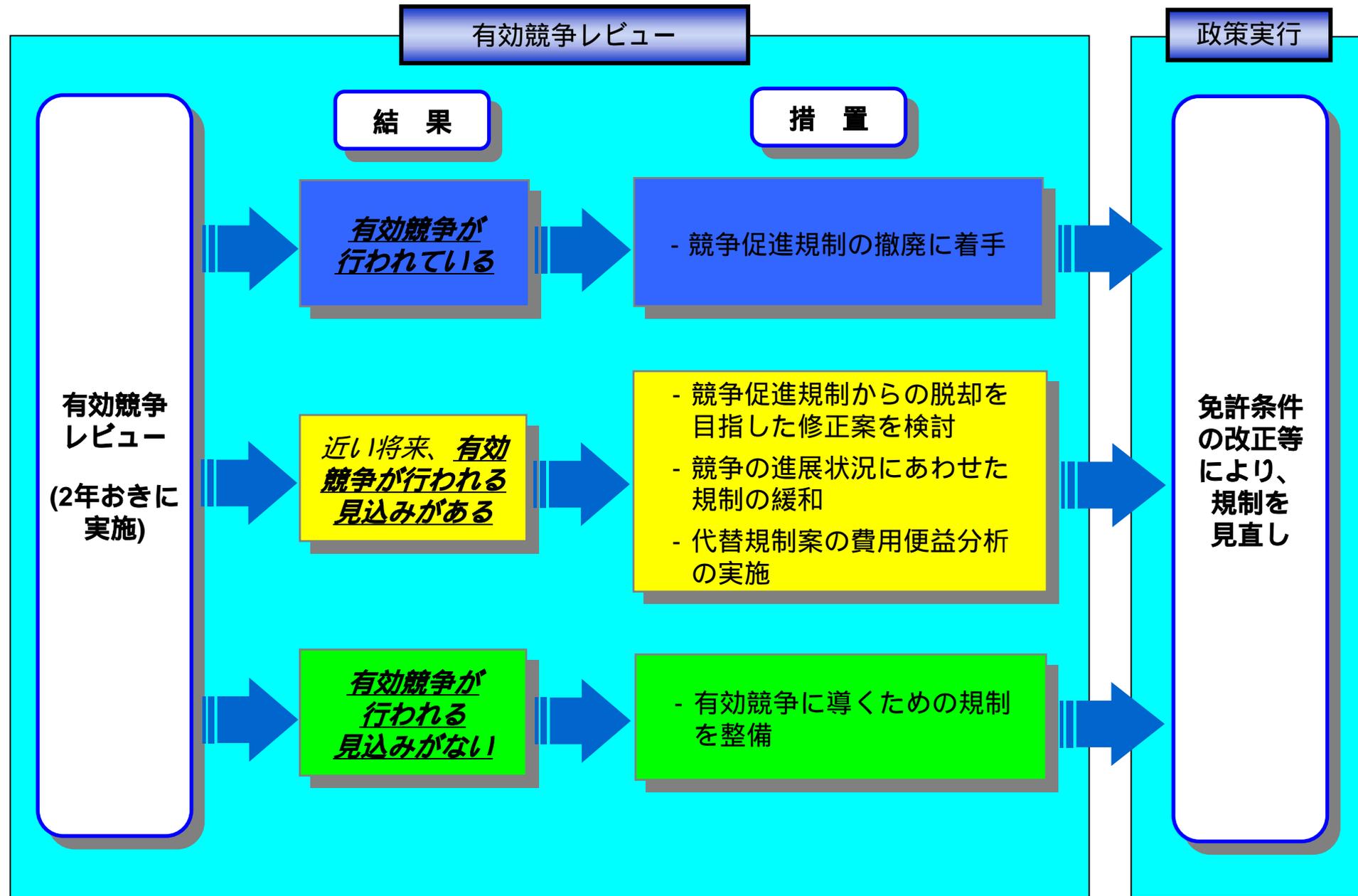
供給者の行動

価格、品質、技術革新の面で活発な競争が行われているかどうか。
反競争的行為が存在しないかどうか。
共謀が存在しないかどうか。
消費者のニーズに合致しているかどうか。
サービス供給が効率的かどうか。
最近の新規参入の状況はどうか。

(市場)構造

参入障壁が存在しているかどうか。
非効率な事業者が存在し得ているかどうか。
市場支配力を有する事業者が関連市場において（垂直的統合又は水平的統合を通じて）当該市場支配力を行使することが制限されているかどうか。
市場構造の経年的な変化、特に市場集中がどの程度が緩和される傾向にあるかどうか。

英国におけるレビューの結果から政策実行までの流れ



英国レビューの実施状況

レビュー対象となる 市場の範囲	レビューの実施状況
移動通信 詳細については次頁参照	2001年9月に声明が公表。次回は2002年後半から実施予定。 ・声明の主な内容：当該市場における有効競争は未だ行われていないが、今後競争的となる見込みがあり、規制内容を市場の競争水準に合わせて最小化するため、Vodafone及びBT Cellnetに対して、SMP(Significant Market Power)指定は継続するが、MI(Market Influence)規制を解除（MVNOへの卸売義務の撤廃）等の規制の見直しを提案。MI規制の適用解除を2002年4月に正式決定
ダイヤルアップ・インターネットアクセス	2002年1月に声明が公表。次回は2002年後半から実施予定。 ・声明の主な内容：小売及びバックボーン回線への接続市場は競争的であるが、BTが市場力を有する卸売の発信・着信市場は競争的でなく、現行の支配的事業者規制を継続。
固定電話サービス	2002年6月に声明が公表。次回は2004年に実施予定。 ・声明の主な内容：当該市場における競争は進展しているが、有効競争的ではなく、低額ユーザー保護制度は継続するが、プライスカップ方式による基本料請求権の移譲を含む加入者回線卸売サービスの提供、プライスカップ規制の将来的な撤廃（ただし、競争原理が機能するまでは新たなプライスカップ規制を継続）等の規制の見直しを決定。
専用線	2000年12月に声明が公表。次回は2005年初頭から実施予定。 ・声明の主な内容：当該市場は小売・卸売とも競争的でなく、BTに対して、現行の小売料金規制を継続し（プライス・キャップ方式導入の見送り）、セーフガード・キャップをアナログサービスに関してのみ2005年7月まで維持するが、終端回線の卸売サービスの他事業者への非差別的・コスト指向的な提供義務づけ等の規制の見直しを決定。
広帯域サービス	2004年後半から実施予定。
インタラクティブTVに対するアクセスコントロール	2002年前半から実施予定。（現時点では、開始声明は未公表。）
デジタルTVに対する条件付アクセス	2001年10月コンサルテーション文書発表。（現時点では、声明は未公表。）
（デリバリーチャンネルの融合）	（注）上記の予定については、“OfTel Management Plan 2001/02”(2001年3月公表)に基づく。

移動通信に関する英国レビュー(詳細) ~ Statement(2001.9月公表) ~

市場の競争状態に関する評価

多くの点で、英国の消費者は競争の恩恵を受けている。
英国の移動体通信料金は、欧州で最も低額となっている。
移動体分野での長期的な料金低下傾向が証明されている。
消費者の満足度が高い。
品質面での競争が明白に存在する。

ただし、依然として問題点が存在する。
効果的な競争が存在する市場より高いレベルの料金設定を行っている事業者が存在する。
タリフの違いに関する消費者の認識が低い。
事業者間通話や国際通話の料金が低い。
消費者によるサービスプロバイダの乗り換えが困難。

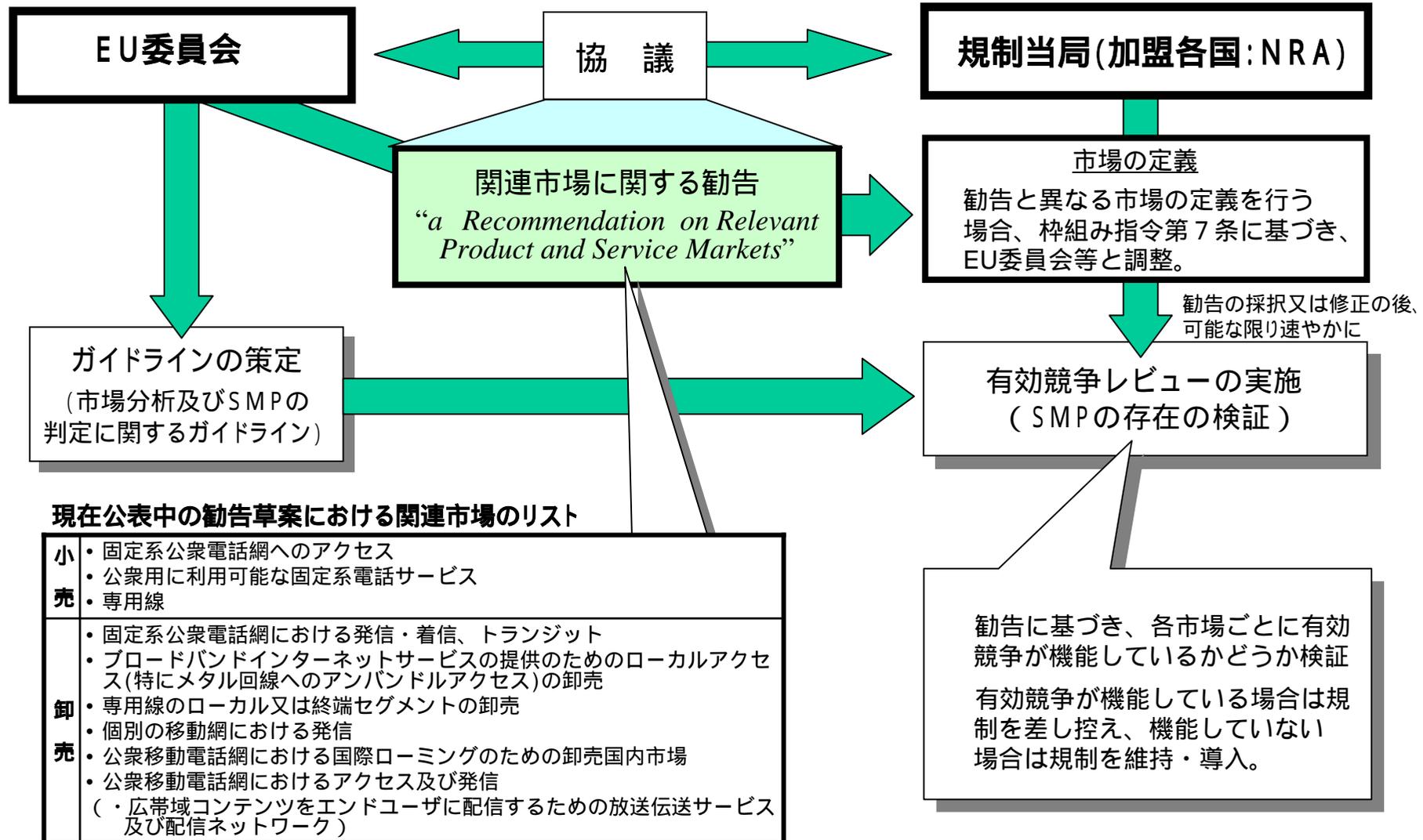
効果的な競争が存在する市場より高いレベルの料金設定を行っている事業者が存在する。
Vodafoneについて、ROCE (Return on Capital Employed: 投下資本回収率) が非常に高いため、その要因がコスト優位性にあるか価格設定にあるかについて検証。コスト構造については、
市場規模 - 全事業者がVodafoneと同量の経済規模を持つことは不可能であり、規模の経済というコスト優位性を持つ。
効率的なトラフィックプロファイル - 平均的で効率的なトラフィックプロファイルは、Vodafoneに特有のものではない。
使用周波数帯の違いによるコスト比較 - 一定の範囲内でVodafoneの使用するGSM900のコストはGSM1800より安い。
イノベーションによる効率性 - 競合他社より先を進む製品・技術イノベーションの存在する証拠はない。
その他Vodafone特有の(特定不可能な)コスト優位性 - 特になし。
以上のから、 が他社より有利ではあるが、それだけではROCEの高さを十分に説明できないため、「Vodafoneは競争的な価格より継続的に相当程度高い料金設定を行っている」と結論。
BTCellnetについては、ROCE自体は高くないものの、資本コストを大幅に上回っている。

レビューの結論と規制

VodafoneとBTCellnetには、支配的事業者(SMP)規制を継続して課すこととする。
ただし、MI (Market Influence) 規制(MVNOへの卸売義務等)については、料金が将来的に下がる可能性があること、卸売義務を課すことが小売りサービス提供市場の競争にあまり影響を与えていないこと等から、Vodafone及びBTCellnetとも規制の対象からはずすこととする。
その他の問題点を解消するための規制を課すかどうかについては、引き続き市場の動向を見守る。

EUにおける有効競争レビューの実施手続き

EU新「枠組み指令」において、加盟各国における有効競争レビューの実施を義務づけ。



CEC “Directive of the European Council and of the Council on a Common Regulatory Framework for Electric Communications Networks and Services”
 (Article 14 ~16, Annex1)

EUガイドライン・勧告草案における関連市場の定義方法

SMPの存在を検証するため、競争法の方法論に基づいて「関連市場」を特定。

ステップ1：関連製品・サービス市場の画定

- 需要及び供給の代替性を考慮し、市場を特徴付け。
(仮想独占事業者テスト(hypothetical monopolist test)等の手法を利用

- 以下の基準を考慮し、関連市場を画定。

参入への障壁

- 技術、コスト、需要等に関する構造的障壁
- 規制上の障壁

時間の経過により競争が進展するという特徴の有無

- 市場シェア、料金下落
- 技術革新

競争法と補完的な事前規制の効果

- 競争法のみで競争上の障害の除去が可能か否か

ステップ2：地理的市場の画定

- 国内の市場状況を考慮して、NRAが需要及び供給の代替性を検証し、地理的市場を画定。

主要な基準：
- ネットワークのカバーエリア
- 規制上の区分の存在

一般的な競争条件が同一又は十分に同質であり、当該条件について隣接エリアと明確に区別可能な地理的範囲

EUガイドラインにおけるSMPの評価基準

SMP(Significant Market Power)の定義

枠組み指令第14条2 事業者は、単独で又は共同で、ドミナンスと同等の地位、すなわち、競争者、顧客及び究極的には消費者から明らかに独立して行動するほどの経済力を有する地位を享受する場合は重要な市場支配力(SMP: Significant Market Power)を有すると見なされなければならない。

SMPの評価基準

市場シェア

- 50%超 : 例外的な状況を除きドミナンスの地位を証明
- 40%超 : 通常、ドミナンスが発生
- 25%未満: ドミナントな地位を占めているとはいえない
- 大きな市場シェアが持続して安定している場合のみSMPが発生。
- 当該市場において重要な地位を占める事業者が徐々に市場シェアを低下させている場合、市場がより競争的になっていることを示す。
- 市場シェアの不安定さは当該市場における市場支配力の欠如を暗示。

その他の利用可能な基準

ドミナントな地位は、市場シェアのほか、下の組み合わせから導き得る（個別では必ずしも決定要因でない）。

- 事業規模
- 容易には再構築できないインフラの支配
- 技術上の優位性または卓越性
- 対抗する購買力の不在
- 資本市場 / 財源への容易な又は特権的なアクセス
- 製品 / サービスの多様性（例えば、抱き合わせ販売）
- 規模(scale)の経済
- 範囲(scope)の経済
- 垂直統合
- 潜在的な競争の不在
- 高度に発展した流通及び販売ネットワーク

その他の考慮すべき事項

市場支配力の梃子 *leverage of market power*

共同支配性 *Collective dominance*

OECDにおける電気通信の有効競争の評価指標の検討（1 / 2）

「電気通信における競争の評価のための指標」

OECDでは、2001年12月の電気通信・情報政策（TISP）作業部会において、「電気通信における競争の評価のための指標」に関する文書について議論を開始。

同文書は、2002年6月の作業部会においてリバイスされ、本年中に最終稿が確定する予定。

市場の分類と関連市場

以下の7分類を提案。

音声 - 市内、長距離、国際

公衆電話

専用線 - 国内、国際

データ通信役務

インターネットアクセス、

移動体通信

卸役務 - ローカルループアンバンドリング、相互接続

OECDにおける電気通信の有効競争の評価指標の検討（2 / 2）

有効競争の評価のための指標

一般的な競争ルールと電気通信市場の特徴を組み合わせ、以下の指標を作成。

カテゴリ	指標	パラメータ
市場の構造	市場シェアとその動向	▶量ベース：通話時間、加入者数、価値ベース：収益、容量ベース：設置済回線数
	参入障壁あり / 参入が容易	▶絶対障壁：事業者数、規制による制限、不可欠設備の支配、戦略的障壁（広告力・資本力）、垂直統合 / 排除的障壁：垂直統合された企業の存在、料金水準
供給者の行動	積極的な価格競争と対抗	▶価格競争上の対抗：価格動向、料金変化への反応、プライスリーダーシップの有無 ▶非価格競争上の対抗：マーケティング・広告コスト、サービスエリア ▶間接的方法：業界参入 / 撤退の有無
	反競争的行動の有無	▶反競争的行動：LLU・相互接続の合意件数と要した時間、LLUによる競争事業者への回線提供率、事業者事前登録・ナンバーポータビリティの有無、苦情件数、共謀の有無 / 水準
	革新的サービスの提供	▶革新的サービスの多様化の程度と速度
消費者の行動	収益性及びその動向	▶企業別の収益の動向
	情報へのアクセス	▶消費者調査：消費者への定期的周知、ウェブサイトの質、タイムリーな情報提供
	情報及び市場機会の利用能力	▶消費者調査：現在のサービス、代替サービスに関する十分かつ正確な情報の所有
	供給事業者の変更コストと障壁	▶消費者調査：変更の阻害要素の程度や内容、顧客満足度と比較した場合の変更率
	対抗する購買力	▶消費者団体数、大規模ユーザーの有無及びそれが事業者収益に占める比率、消費者収入に占める サービス支出の比率、苦情数
消費者の利益	広範囲にわたる競争サービスの提供	▶消費者調査：サービスの提供品質や満足度
	料金及び安さについての消費者満足度	▶通話数・通話時間収入、消費者調査：現行サービスの料金の適切性、廉価サービスの有無、料金構造
	サービスの品質に関する消費者満足度	▶呼の輻輳率、呼の完了率/切断率、故障数、設置 / 修理に要する時間、消費者調査（品質、区域）

5 論点と整理の方向性について

論点（案）例示（1 / 2）

1 「市場」の概念について ～利用者向けサービス市場をどのような単位で区切っていくべきか～

(1) 市場の同一性

技術的には同種だが利用者にとって効用が全く異なるサービスもあれば、全く異なる技術ながら利用者にとっては同等のサービスということもあり得る。技術面、供給面（事業者側）、需要面（利用者側）をどう考慮して同一性を判断していくのか。立脚する技術やインフラに係わらず利用者にとって同じ効用をもたらすものは同一なのか。

留意点（例）

電話とCATV電話とIP電話をどう考えるか。

音声やテキストや動画というような個別のサービス毎に構築されてきたネットワークからIPベースで共通化されたネットワークへの統合が進むことは、サービスの同一性にどう影響するか。

光インフラの上で多数の事業者が多数のサービスを提供する時代における留意点は何か。

(2) エンドエンドサービスを構成する多数の事業者

多数のネットワークが接続されて一つのエンドエンドのサービスが提供される時代のサービスや市場をどう捉えるのか。

(3) 独禁法の市場画定

合併審査等における独禁法の市場画定の目的・考え方を踏まえた上で、今回の競争評価にどう活かせるか。

論点（案）例示（2 / 2）

2 競争評価手法について

(1) 定性的な評価

競争状態の評価に当たって、定性的な評価を行うに際しては、どのような要因を重視していく必要があるのか。代替的サービスの有無、市場の成熟度、参入障壁、代替技術の状況等をどう評価するのか。

（例）

市場の成熟度：市場の揺籃期、拡大期、成熟期等、市場の成熟状態に応じて異なる評価は考えられないか。

代替サービスとの関係：代替が一部の地域に限られたり（地理的市場）、一部の機能に限られているような場合は、どう取り扱うのか。

市場の重層性：基本的なネットワークサービスを利用し、別の事業者が新しいネットワークサービスを供給し、それを利用してさらに別の事業者が一段と付加価値の高いサービスを提供するといったようなケースがIP化の進展によって増加するだろうが、ネットワークサービスの重層関係は、利用者向けサービス市場の競争の評価にどう影響するか。レバレッジ、垂直統合等の影響をどう評価するか。

(2) 定量的モデルの構築

競争状態の評価に当たっては、定性的な評価に加え、定量的に把握することができないか。また、評価に当たっては、どのような要因を重視していく必要があるのか。

（例）定量的データとして、以下のようなものはどのように評価すればよいか。

- | | | | |
|----------|--------|----------------|------------|
| ・利用者数 | ・売上高 | ・利用者数 / 売上高シェア | ・参入・退出事業者数 |
| ・料金の国際比較 | ・料金の変動 | ・資本力等 | |

(3) 独禁法の競争評価

合併審査等における独禁法の市場の競争環境へ与える影響の評価の目的・考え方を踏まえた上で、今回の競争評価にどう活かせるか。

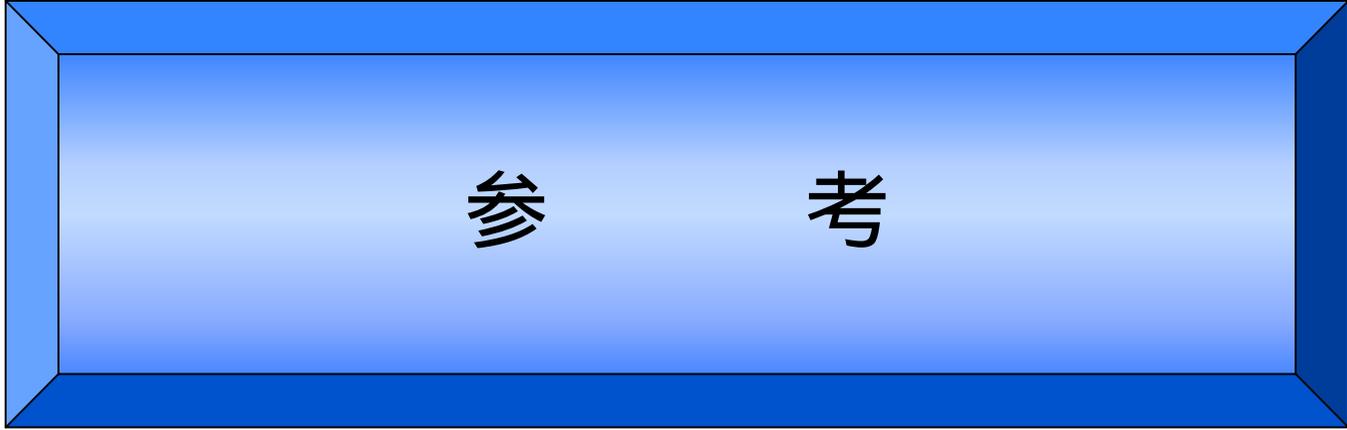
3 その他留意すべき事項

(1) 手法の要件

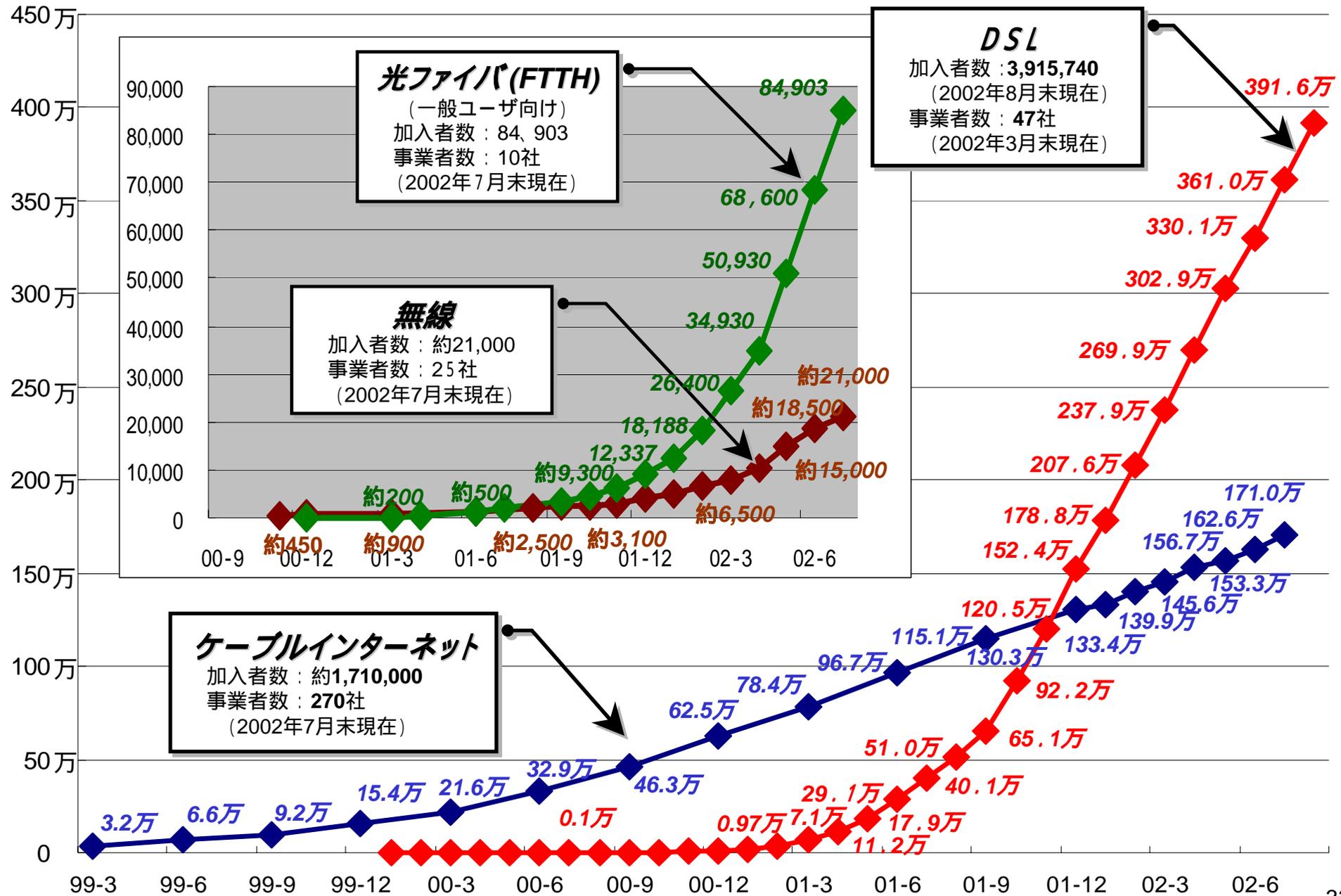
どういう手法を目指すのか。例えば、透明性、予測可能性、柔軟性、（技術に対する）中立性などか。

(2) 情報の収集

競争の評価にあたっては、各事業者からのデータの提供が不可欠なものとなるが、どのようなデータが必要か。

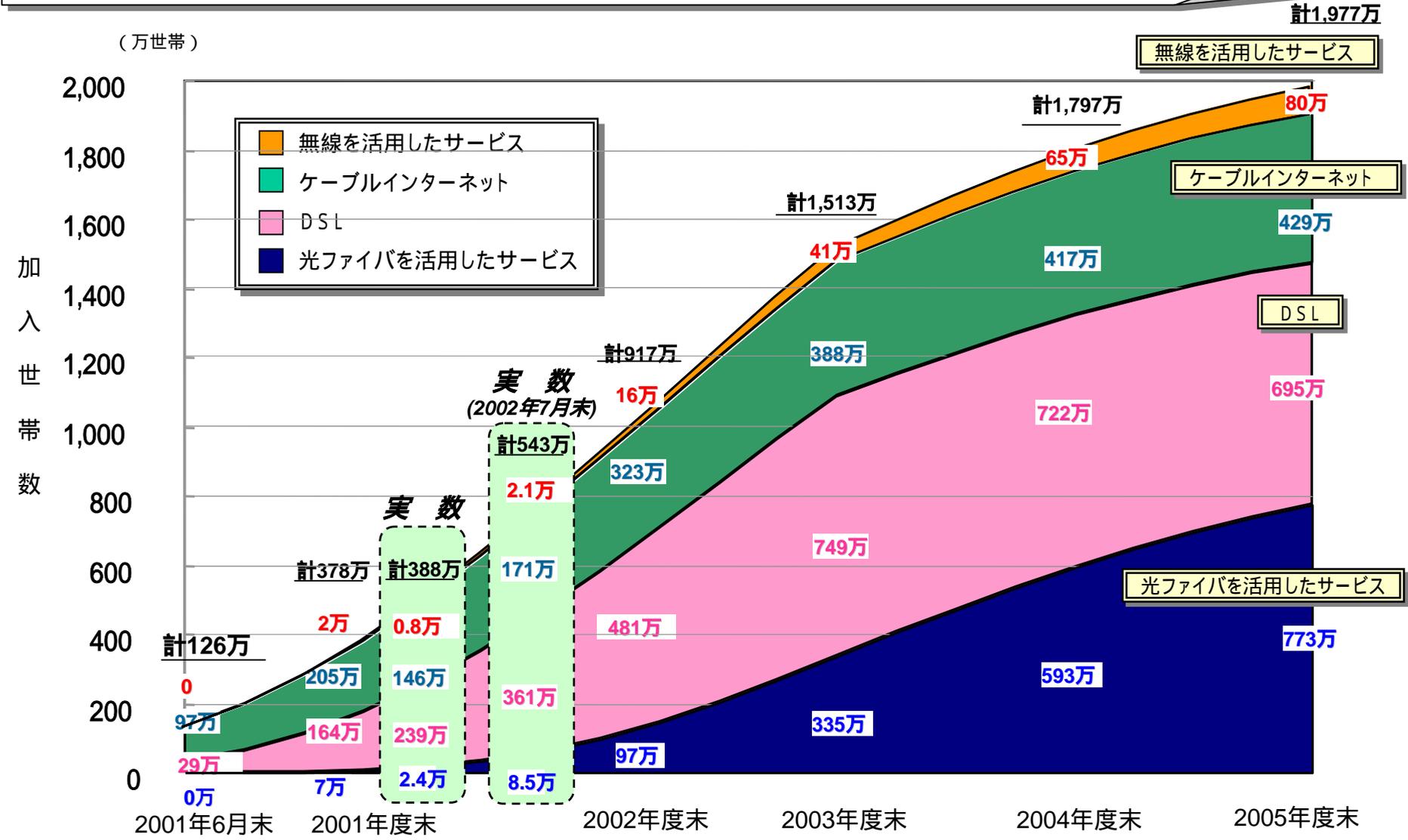


(参考1) ブロードバンド・インターネットの普及状況



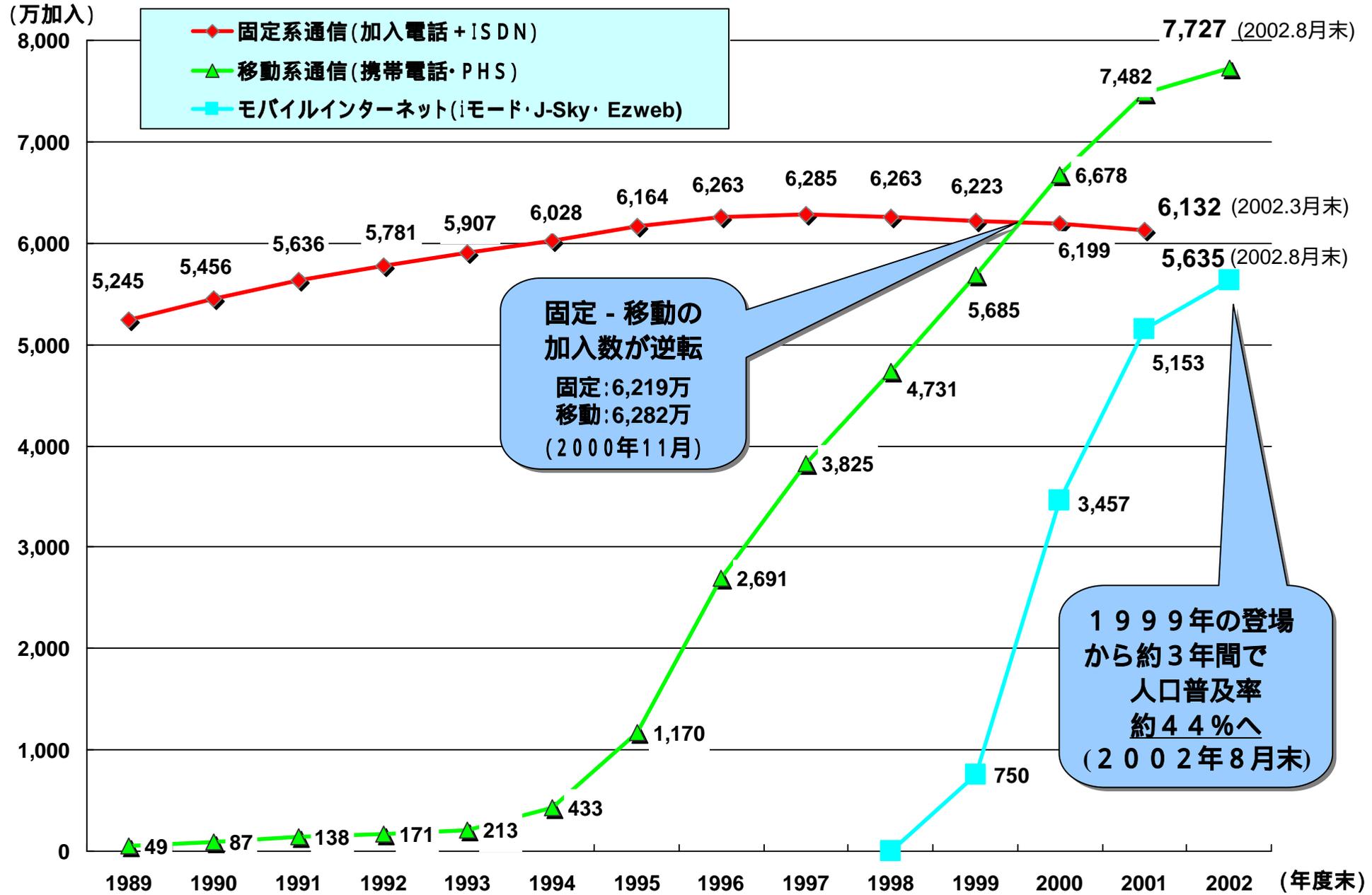
(参考2) 高速・超高速インターネットの普及予測 (実加入世帯ベース)

- 想定されるインターネット普及率や料金等の一定の前提の下での2005年度の高速・超高速インターネットの普及予測 (実加入世帯数ベース) は、約2000万世帯弱。
- 当面は、DSLが高速・超高速インターネットアクセスの主流を占めるが、光ファイバ網を活用した超高速インターネットが2003年度から急速に普及し、2005年度には、DSLを逆転するものと予測。



(出所) 総務省「全国ブロードバンド構想」(平成13年10月)

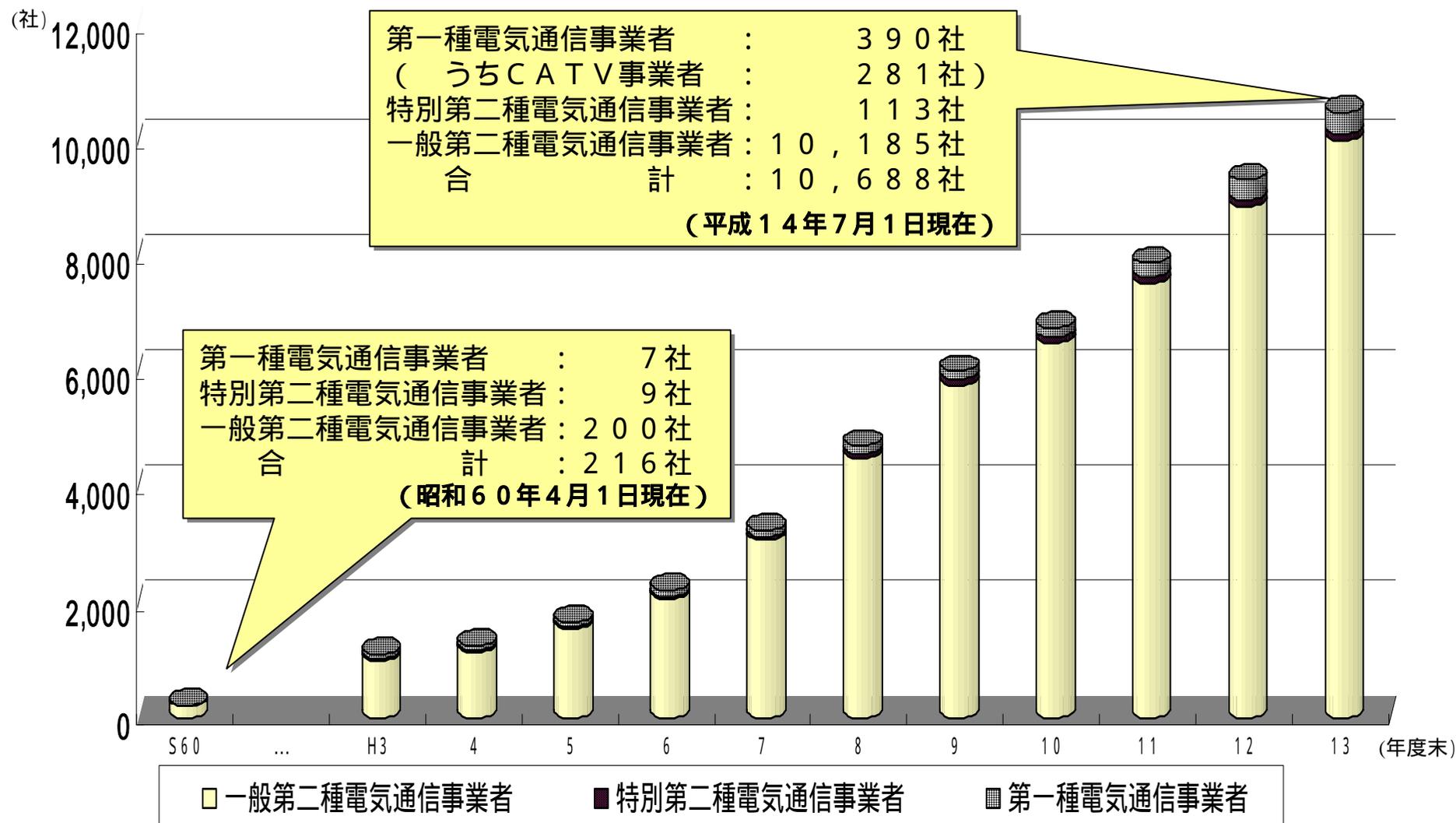
(参考3) モバイル通信の急激な普及



(参考4) 無線LANを用いた主なインターネット接続サービス

提供事業者 (サービス名称)	開始時期	サービス形態及び現在の提供地域及び施設	月額使用料 (初期費用)	通信方法	伝送速度
ワイヤレスインターネットサービス 「WIS-net」	【商用サービス】 2001年4月～	ビル、マンションの屋上等に基地局を設置し、その周辺800mのエリアで専用の無線子機を設置している家庭等 【基地局設置エリア】 東京都内6区、千葉県3市、神奈川県青葉区	1,980円〔定額〕 +アンテナ、子機レンタル料 770円 (加入手数料5,000円)	IEEE802.11	最大2Mbps
スピードネット 「無線アクセスサービス」	【商用サービス】 2001年5月～	ビル、マンションの屋上等に基地局を設置し、その周辺300m(最大500m)のエリアで専用の無線子機を設置している家庭等 【基地局設置エリア】 さいたま市、東京都内2区7市、川崎市3区、横浜市7区、千葉県3市	2450円 (月間5GBまで) 3450円 (月間10GBまで) 5450円 (制限なし) +アンテナ、子機レンタル料 900円 (契約手数料3,000円)	IEEE802.11	最大1.5Mbps
モバイルインターネットサービス 「Genuine」	【実験サービス】 2001年5月 ～2002年3月 【商用サービス】 2002年4月～	【街角エリア】 屋外に多数設置した基地局による面的な地域へのサービス提供 世田谷区三軒茶屋、JR駅周辺(秋葉原駅、渋谷駅、新宿駅、池袋駅) 【ホットスポットによる提供】 品川区、渋谷区、新宿区、世田谷区、中央区、千代田区、豊島区、中野区、文京区、港区	【実験サービス】 無料 【商用サービス】 2,400円〔定額〕 (事務手数料2,000円)	IEEE802.11b	最大11Mbps
NTT東日本 【実験サービス】 「Biportable」 【実験サービス】 「Mフレッツ」	【実験サービス】 2001年3月～8月 【実験サービス】 2002年6月～ (6ヶ月間を予定)	【実験サービス】 JR渋谷駅を中心にオフィス、家庭、ホットスポットサービスを提供 【実験サービス】 東京国際フォーラム、東京ビッグサイト、東京全日空ホテル、セレスティン・ホテル、ビックピーカン新宿西口店、札幌大学、旭川産ホテル、NTT東日本の各支店の一部等	【実験サービス】 無料 【実験サービス】 200円〔定額〕 (フレッツ・シリーズの利用者のみ利用可能)	【実験サービス】 HiSWANa 【実験サービス】 IEEE802.11b	【HiSWANa】 最大36Mbps 【IEEE802.11b】 最大11Mbps
NTTコミュニケーションズ 【実験サービス】 「HI-FIBE」 【商用サービス】 「ホットスポット」	【実験サービス】 2001年7月～ 【商用サービス】 2002年5月～	【ホットスポットにおける提供】 東京都内約200拠点で開始(今年度内には1000拠点程度で提供) (モスバーガー、ミニストップ、プリンスホテル、珈琲館、ビックカメラ等)	【実験サービス】 無料 【商用サービス】 1,600円〔定額〕 (申込手数料1,500円)	【実験サービス】 IEEE802.11b 【商用サービス】 IEEE802.11b IEEE802.11a	【IEEE802.11b】 最大11Mbps 【IEEE802.11a】 最大36Mbps
日本テレコム 「無線による、駅でのインターネット接続実験」	【実験サービス】 2001年9月～12月 2002年2月～	【ホットスポットにおける提供】 東京駅、新宿駅、渋谷駅、上野駅、品川駅、横浜駅、成田空港駅、空港第2ビル駅、札幌駅、仙台駅	なし	IEEE802.11b	最大11Mbps
NTT西日本 「フレッツ・スポットアクセス」	【実験サービス】 2001年10月 ～2002年1月 【商用サービス】 2002年7月～	【ホットスポットにおける提供】 梅田、心斎橋、日本橋等の駅、ホテル、飲食店等	【実験サービス】 無料 【商用サービス】 800円〔定額〕 (フレッツ・シリーズの利用者のみ利用可能)	IEEE802.11b	最大11Mbps

(参考 5) 電気通信事業者数の推移



電気通信事業者について

自ら電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する**第一種電気通信事業者**と第一電気通信事業以外で第一種電気通信事業者から電気通信回線設備の提供を受けてサービスを提供する**第二種電気通信事業者**に区分されている。さらに、第二種電気通信事業者は、国際通信サービス及び公専公接続により不特定多数に音声サービスを提供する**特別第二種**とそれ以外の**一般第二種**に区分されている。

(参考6) 大規模二種事業者・小規模一種事業者の状況

大規模な二種事業者の登場

	サービス名(事業者名)	加入者数(平成14年3月末)
二種事業者	@NIFTY (ニフティ(株))	518万人
	BIGLOBE (日本電気(株))	408万人
	So-net (ソニーコミュニケーションネットワーク(株))	224万人
	ぷらら ((株)ぷららネットワークス)	141万人
一種事業者	OCN (NTTコミュニケーションズ(株))	319万人
	DION (KDDI(株))	215万人

[出典] (財)ニューメディア開発協会ホームページ掲載資料より作成。

小規模な一種事業者の参入の増加

平成13年度以降に一種事業の許可を付与した全65事業者中

業務区域が一の都道府県に留まるもの…45件

平成14年8月1日現在

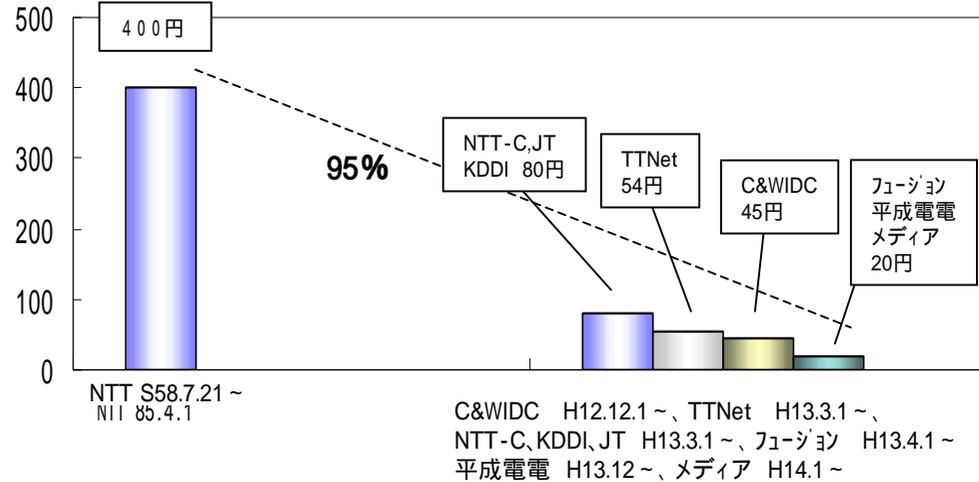
【参考1】 NTT東日本の業務区域：東日本全域、KDDIの業務区域：ほぼ日本全域

【参考2】 小規模事業者の具体例：地域系CATV、無線LAN(2.4G)、外資系大手町アクセス事業者

(参考7) 通信料金の低廉化の状況 (1/2)

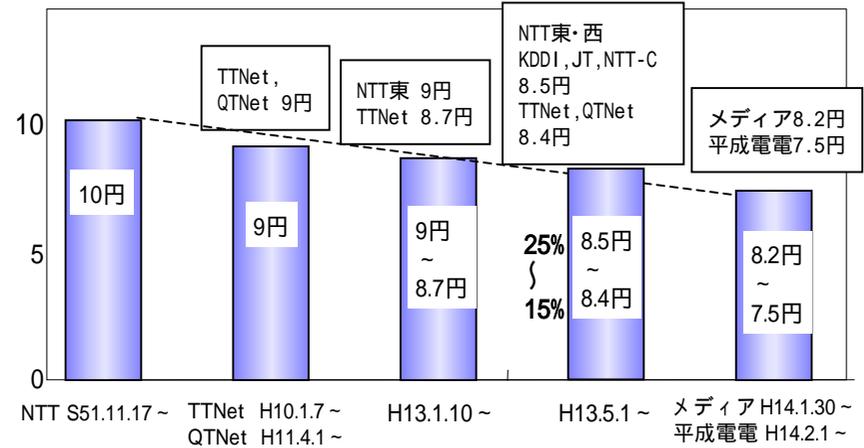
市外電話(東京 - 大阪間)

(3分間 平日昼間)



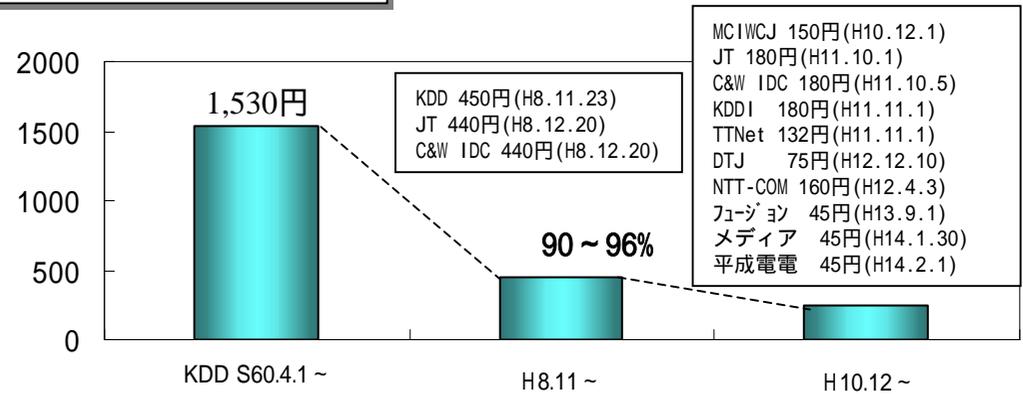
市内電話

(3分間 平日昼間)

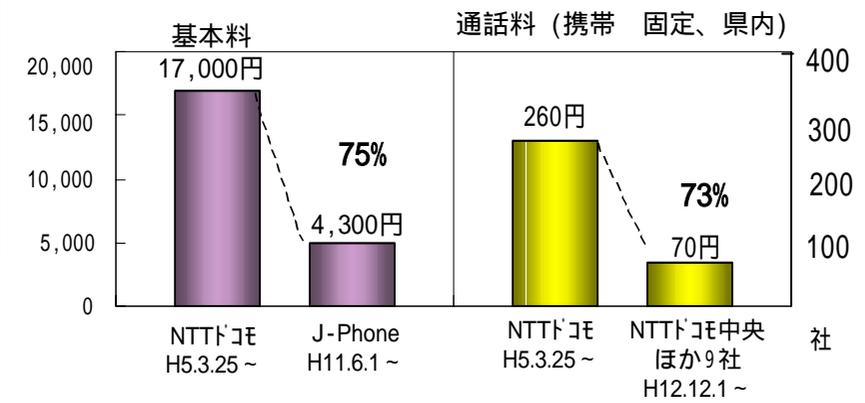


国際電話(日 - 米間)

(3分間 平日昼間)



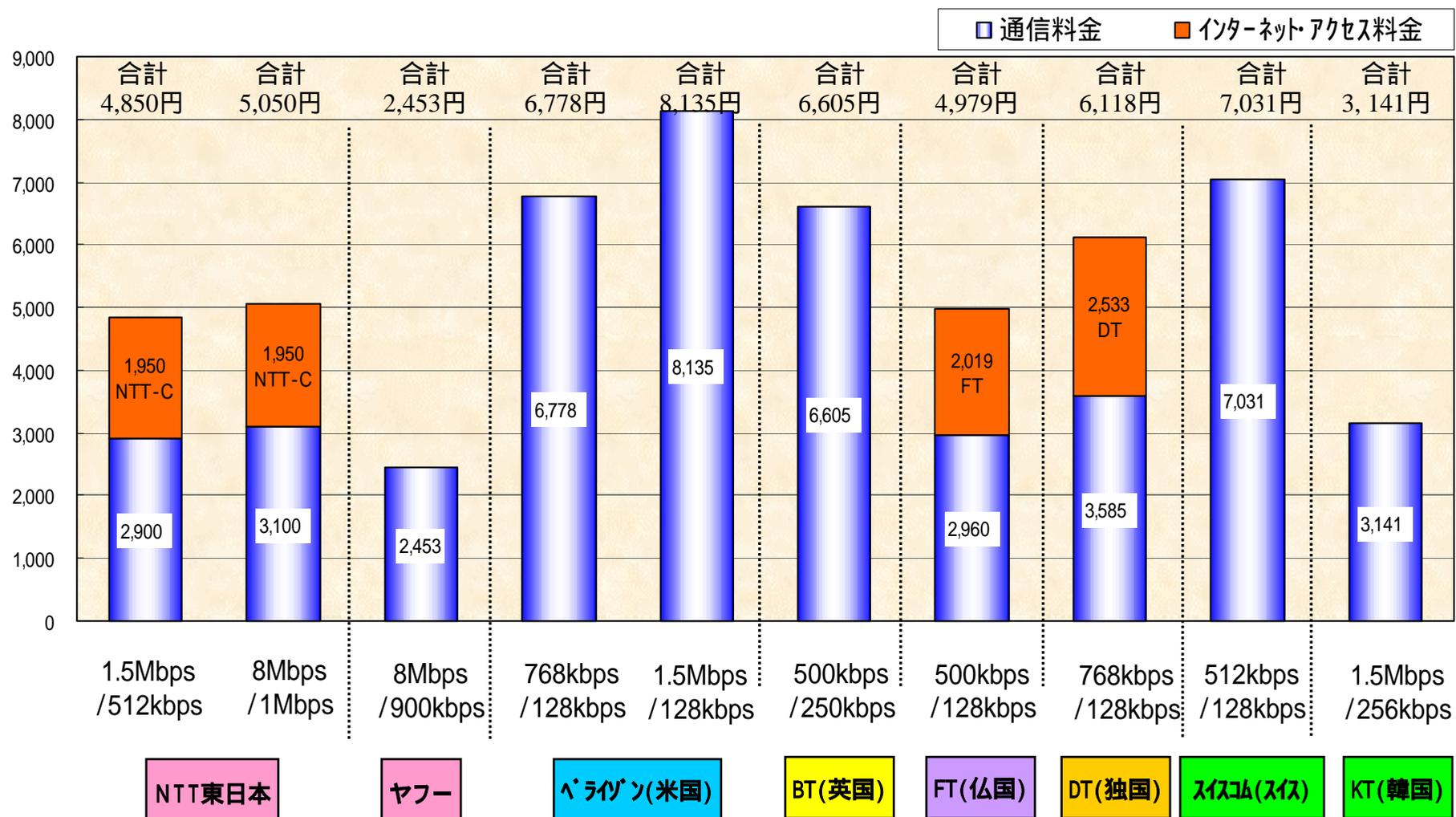
携帯電話 (800MHzデジタル方式)



(注) H5.3.25は、「800MHzデジタル方式」開始年月日
 H13.6以降NTTドコモの基本料は4,500円(無料通話分600円を含む)

(参考7) 通信料金の低廉化の状況 (2 / 2)

【インターネット常時接続料金(ADSL)の国際比較】

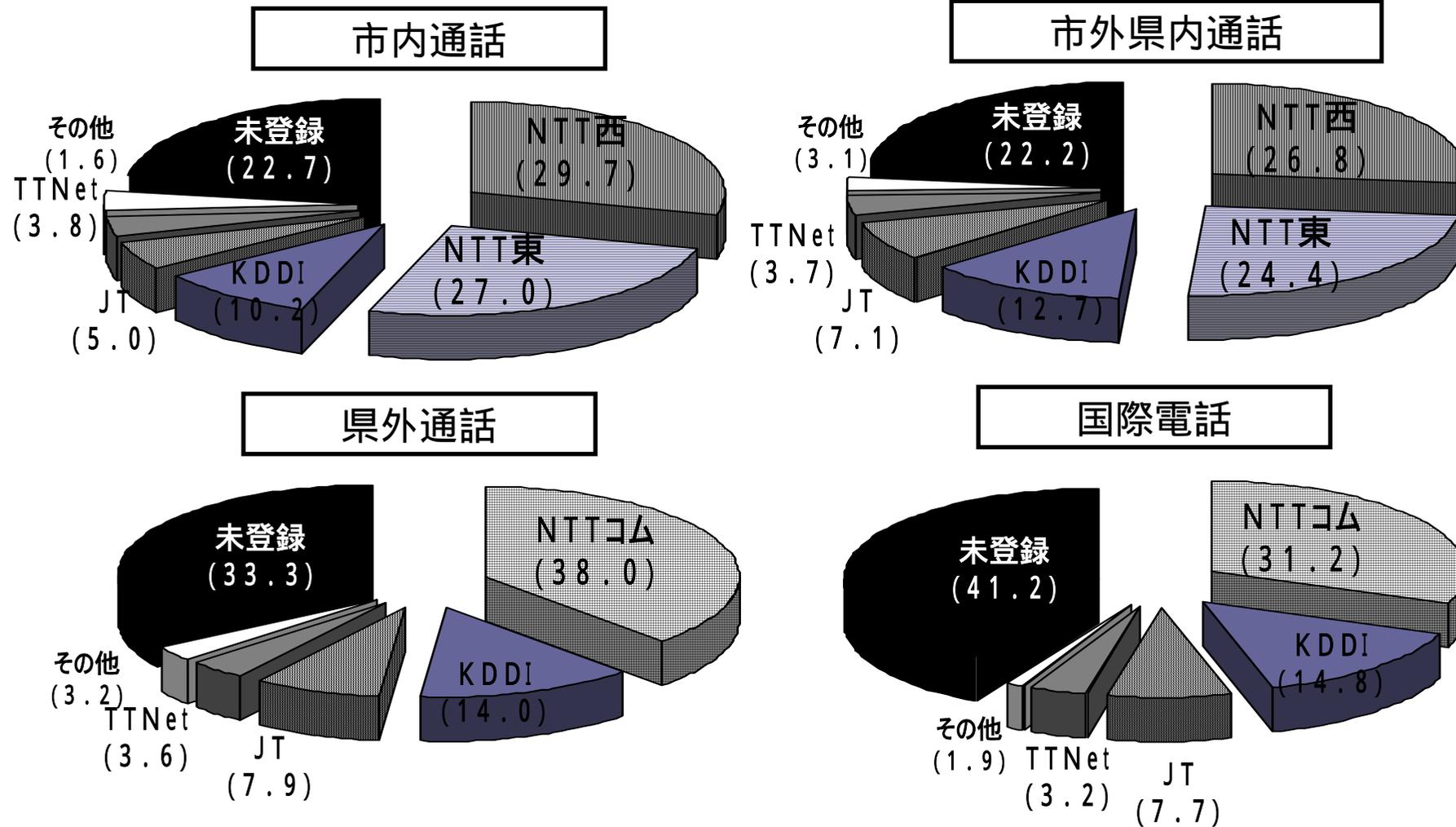


注1) 1ヶ月30日間、1日24時間インターネットに接続したケースを想定

2) 諸外国の料金は、2002年2月時点のもの。為替レートは、2002年2月1日時点のTTS(対顧客売相場)レートにより換算。
 1米ドル = 135.70円、1英ポンド = 194.10円、1ユーロ = 117.3円、1スイスフラン = 79.25円、1韓国ウォン = 0.1047円

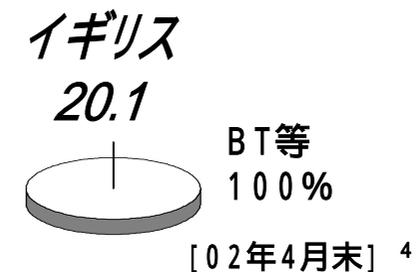
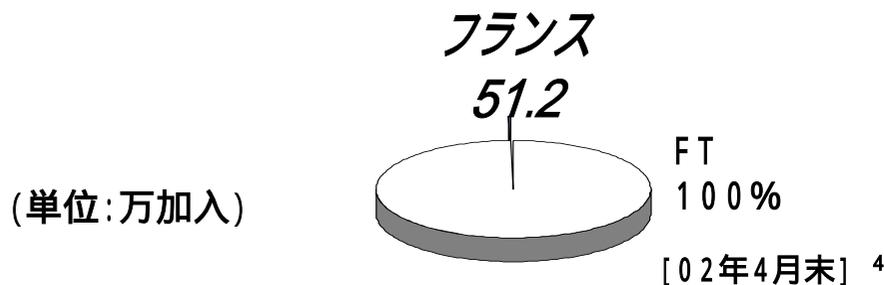
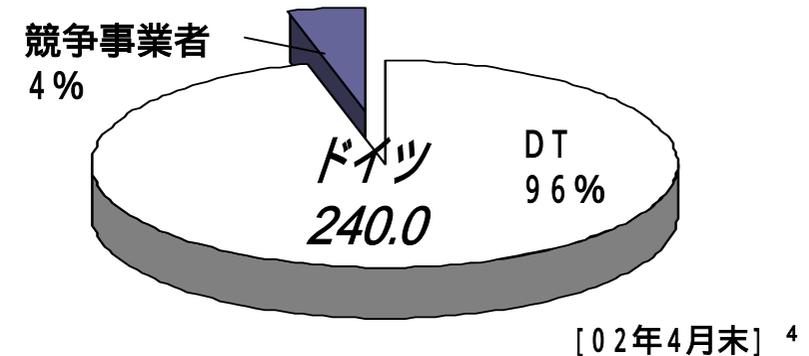
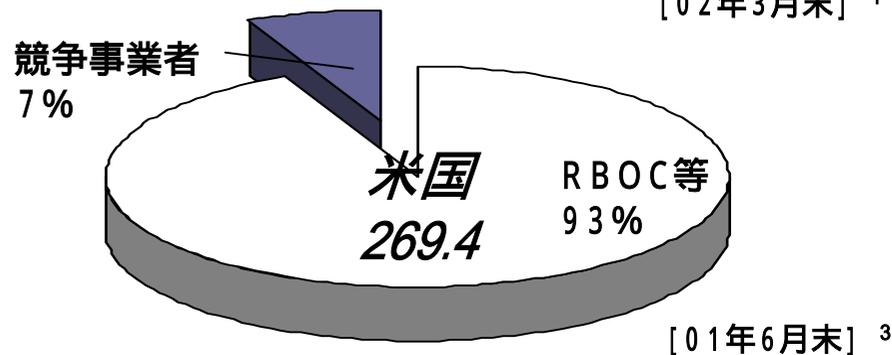
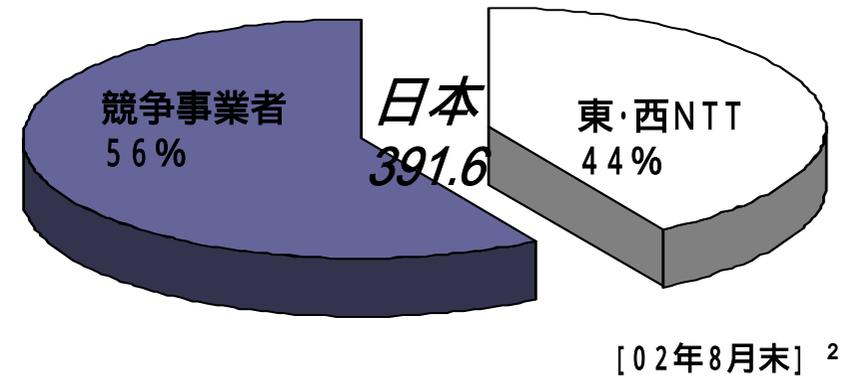
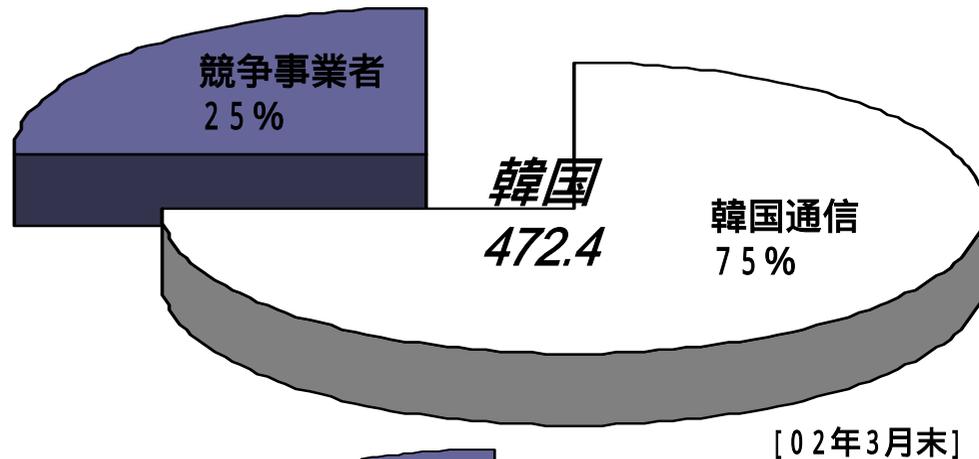
(参考8) マイラインの登録状況

平成14年7月末現在



- (注1) マイライン登録者+未登録者 合計59,931千回線
- (注2) 対象となる登録は、申込書がマイラインセンターに届いて登録工事が完了したものに限り
- (注3) 括弧内の数字は、全体に占める割合(%)
- (注4) 「NTTコム」はNTTコミュニケーションズ、「JT」は日本テレコム の略

(参考9) 各国におけるDSLサービスの競争進展状況



(参考) CATV加入者数

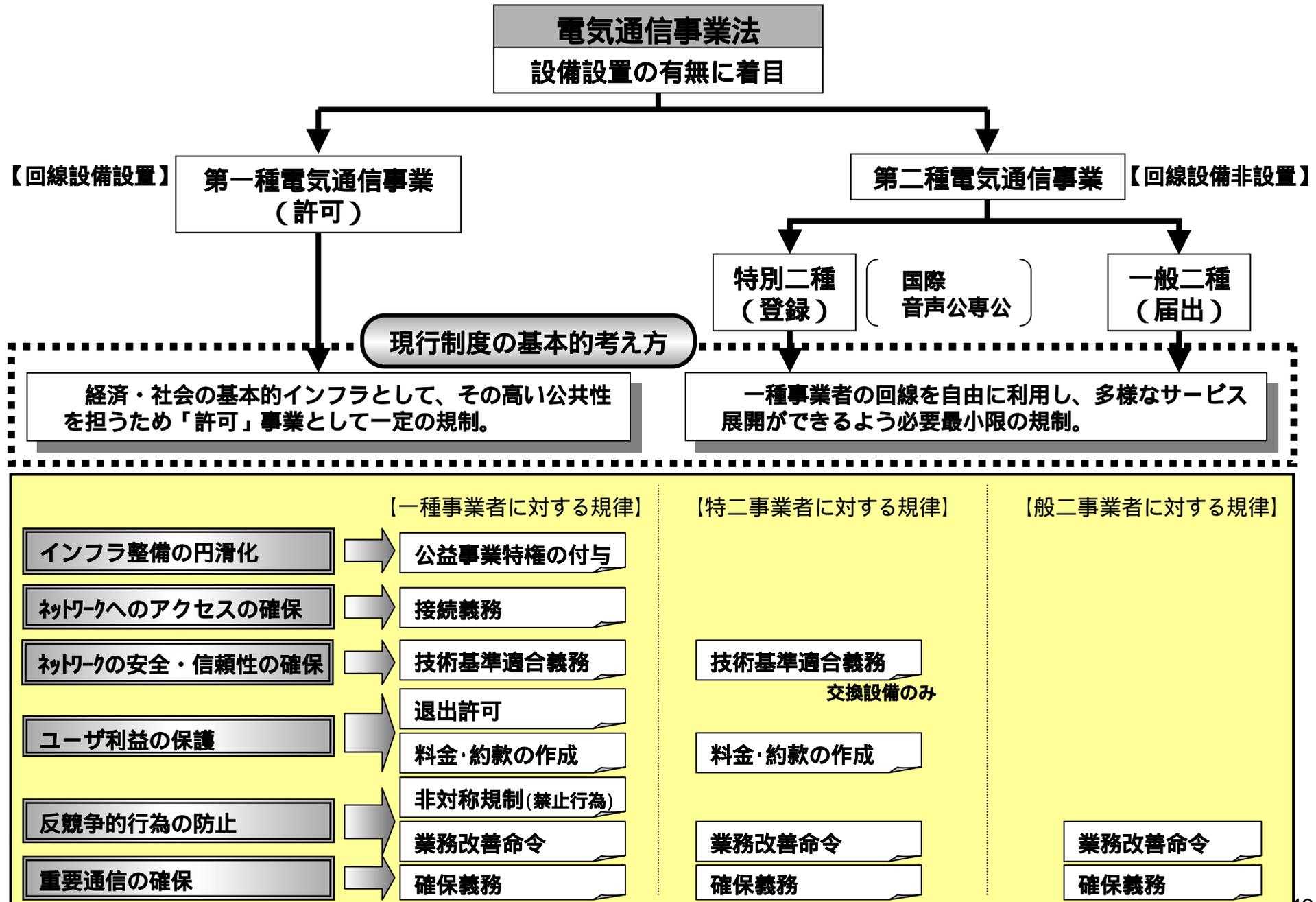
米国:518.4[01年6月末] ³、韓国:293.6[02年3月末] ¹、日本:171.0[02年7月末] ²、イギリス:28.7[02年4月末] ⁴、

フランス:16.9[02年4月末] ⁴、ドイツ:3[01年12月末] ⁵

(出所) 1:韓国情報通信部、2:総務省、3:FCC、4:ECTA (the European Competitive Telecommunications Association)、

5:Reg PT

(参考10) 現行の電気通信分野における競争の基本的枠組み



(参考11) 情報通信審議会 最終答申(1/3)

1 競争の枠組みの見直しに係る基本的視点

様々なネットワークやサービスを自由に組み合わせた多様なビジネスモデルの登場を通じた競争の活性化を図るための規制水準の全般的低下

公正競争確保及び利用者保護の観点から市場メカニズムを補完するための制度整備

デュープロセス・透明性の確保

2 事業区分の見直しと参入規制の在り方

(1) 事業区分の見直し

現在の一種・二種の事業区分を廃止することが適当。

(2) 参入規制の在り方

参入規制の大幅な緩和(一種事業に係る許可制の廃止)を図ることが適当。

(登録/届出等について、今後法制的に検討)

新規参入事業者に対する大幅な規制緩和

参入に当たって、公正競争確保や利用者保護の観点から必要と認められる場合には、事前に所要の措置を講じることを可能とすることが適当。

(例・電柱・管路等を独占的に保有する電力事業者の参入等)

現在の一般二種事業は届出のみで事業開始が可能であり、新たな枠組みにおいても、社会的影響の小さい事業者については届出をもって足りることとするなど、特段の配慮が必要。

(参考11) 情報通信審議会 最終答申 (2 / 3)

3 公益事業特権の付与、退出規制等の在り方

(1) 公益事業特権(ネットワークを敷設する際の特権)の在り方

希望する事業者からの申請に基づき、個別に付与する制度の導入について検討を進めることが適当。
(現行制度においては、許可を受けた一種事業者に一律に当該特権が付与されている)

公益事業特権の審査基準については、現行の一種事業の許可基準()と同等の要件とすることが適当かどうか等について、今後更に検討を深めていくことが必要。

() 現行の一種事業の許可基準

- ・ 事業を適確に遂行するに足る経理的基礎及び技術的能力があること
- ・ 事業の計画が確実かつ合理的であること
- ・ 電気通信の健全な発達のために適切であること

現在の一種事業者には役務提供義務や接続義務が課されているが、公益事業特権を参入規制と切り離した場合においても、公益事業特権の付与を受けた事業者に対し、こうした義務を課す等の措置について検討が必要。

(2) 退出規制の在り方について

退出(事業の休廃止)に係る許可制について事前届出制に移行することにより、規制水準を引き下げる方向で検討することが適当。

ただし、退出に当たっては、事前届出に併せて、利用者に対して事前に周知する義務を課す等の措置を講じる方向で検討することが適当。

(3) 事業変更、事業の全部譲渡・譲受等に係る規制の在り方について

事業変更に係る許可、事業の全部譲渡・譲受、合併・分割、相続等に係る認可についても、規制を緩和する方向で検討することが適当。

既存事業者に対する大幅な規制緩和

(参考11) 情報通信審議会 最終答申 (3 / 3)

4 事業区分の見直しに伴い検討すべき事項

(1) 利用者向けサービス(料金等の提供条件)に係る規制の在り方

全事業者について、料金等の提供条件を相対取引に委ねることを原則とし、料金・契約約款の作成・公表義務を不要とする規制緩和措置を講じることが適当。

(ただし、利用者保護の観点から、利用者への情報提供義務の在り方について今後検討が必要。)

(また、不当な差別的取扱い等に対する改善命令等を実施するための措置(契約内容の定期的報告等)について今後検討が必要。)

市場支配力を有するサービスについては、料金・契約約款の作成・公表義務を課すことが適当。

(ただし、その場合も、他事業者と同様、相対取引も認める方向で検討することが適当。)

市場支配力を的確に評価するための分析手法について詳細な検討を行っていくことが必要。

市場支配力を有さない事業者に対して、サービス提供に係る規制を大幅に緩和。
例えば東西NTTについても、競争が進展した市場については、他事業者と同様にサービス提供に係る規制を緩和。

(2) 接続ルール等の在り方

接続ルール等については、他事業者にとって接続が必要不可欠であるボトルネック設備等に着目したルールが必要。

指定設備の対象・規制内容については必要に応じて見直し。

(3) その他の規律の在り方

ユニバーサルサービスの確保、電気通信番号の付与、技術基準の維持、重要通信の確保等について、引き続き確実に維持するための制度の在り方について検討することが必要。